

---

平成24年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成24年9月10日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成24年9月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君

書記 ————— 岡 田 光 政君  
書記 ————— 前 田 憲 昭君  
書記 ————— 石 賀 志 保君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君  
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君  
企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君  
税務課長 ————— 畠 稔 明君 町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君  
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君  
病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君  
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君  
上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君  
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 1 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

4 番、植田均君、5 番、景山浩君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次、質問を許します。

まず、6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 改めまして、皆様、おはようございます。6番、杉谷早苗です。

現在の議員構成での一般質問は、今回が最後となりました。町長初め、執行部の皆様には真摯に向き合っていたいただき、ありがとうございました。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、教育行政の諸課題についてお尋ねいたしますので、御答弁よろしく願いいたします。

さて、初めにお断りしておきますが、我が南部町の教育行政に疑念が生じたので、今回の質問をするということではありません。教育行政世界が騒がしい昨今、私が南部町の状況をきちんと確認するべきと考えるところからの質問であることを申し上げておきます。

では、質問に入らせていただきます。

南部町の宝である子供たちが歩いていく未来を考えると、勉学においては、大学の入学の傾向が春から秋になることや、就職においては、日本人同士のみならず世界の若者たちが競争の相手となる時代になってまいりました。改めて言うまでもありませんが、私たち大人が子供たちにしてやれることは、一人一人の子供に確かな基礎学力を身につけさせ、みずから信じることのできる安定した精神を培う手助けをすることと思います。子供の一生を左右するともいえる義務教育の重要性を再認識いたさなければなりません。

このように重要な義務教育のさなかの出来事に、とても残念なことが起きました。滋賀県大津市で、いじめが原因と見られる中学2年生の男子生徒が自殺したことです。このような痛ましい事件の報道などにより、いま一度、教育を見直そうという潮流を感じております。

翻って、我が南部町では、小・中一貫教育に取り組んでおられます。小・中一貫教育の推進の背景には、6月議会、私の一般質問にお答えいただきましたように、中1ギャップによる基礎学力の低下、不登校、社会的スキル低下などの解決が期待されます。そして、現状は着実に前進をしつつあるとの認識をしているとも答弁いただきました。しかしながら、着実に前進とされながらも、小・中一貫カリキュラムの作成が最大の課題であることも述べられておりました。そしてまた、学習指導要領の対応に追われ、一貫を見据えた調整着手に手間取っていることも答弁の中でお話しされました。このような側面に対しての御努力には感謝申し上げますが、一貫教育による教育の課題解決のためにも早期の立ち上げを待ち望んでおります。

このような中、8月8日に全国学力・学習状況調査結果が明らかになりました。我が町では、新しい学習指導要領に移行してから初めて参加の調査でもありました。

以上、るる述べました背景により、次の9点についてお尋ねいたします。

初めに、町長にお尋ねいたします。教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続、安定を保證することとあり、町長部局と分かれていることは十分に承知しておりますが、報道などによると、教育現場の混乱が見られることから、大津市の市長や平井鳥取県知事などの発言が報じられています。坂本町長は、現行の教育委員会制度について、どのようなお考えをお持ちか御所見をお伺いいたします。

2点目からは、教育長にお尋ねいたします。大津市事件報道により、文科省や県教委から何らかの対応を求められる通達などがありましたでしょうか。あるとした場合、どのようなものであったかお伺いいたします。

3点目、大津市事件報道から、南部町教育委員会の対応を伺います。

4点目、8月10日、米子市の中学校卒の少女が、いじめを受けたとして被害届を出したという報道がありました。この事例により、不登校、長期欠席、いじめ、けんかなど、新たに検証されたかどうかお伺いいたします。

5点目、小・中・高では、アンケートなど新たに実施されたかどうかお伺いいたします。

6点目、教員が子供と向き合う時間確保のための事務効率化が進められています。この状況をお伺いいたします。

7点目、一貫カリキュラムの作成促進の足がかりといえる教科別系統表とはどのようなものかお伺いします。そしてまた、進捗状況も伺います。

8点目、今回、全国学力・学習状況調査に参加し、教育の手だてとしたいとの説明を受けましたが、分析の結果についてお伺いします。

9点目、3カ年計画で展開されている、おせの背中を魅せよう、この運動の手ごたえをお伺いいたします。

以上、教育行政の諸課題についてお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

教育行政の諸課題について、教育委員会制度についての町長の所見でございます。

教育委員会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に定められておりまして、第4条には、長が、議会の同意を得て教育委員を任命することとなっておりますけれども、4条

3項には委員の任命についての規定がございまして、委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならないこと、4条の4項には、委員の年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないなどと定められております。このほかにも、職務上の義務違反や政党所属に至った場合の罷免規定など事細かに定められておりまして、国の未来を担う子供たちの教育について特別な配慮を担って行わなければならないという意味が読み取れるのであります。

特に政治的な中立性が求められていますが、これは個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容が中立・公正であることが極めて重要であるからであります。また、継続性、安定性の確保が求められておりますが、これは教育は子供の健全な成長、発達のため、学習機関を通じて、一貫した方針のもとに安定的に行われることが必要だからであります。また、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性がございまして、学校運営の方針変更などの改革・改善は斬新的なものであるものと考えます。さらに、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であると、このように思います。

以上のような観点から、教育行政は、4年を任期とする町長の部局からは独立して行うことに合理的な理由があると考えます。大津市で起こったような、いじめを理由とする自殺事件の対応などで教育委員会のあり方に関心が高まっておりますけれども、我が南部町教育委員会の活動は、県内はもとより県外からも高い評価を得られており、立派にその役割を果たしていただいていると思っております。改めて御苦勞の多い業務を担っていただいていることに敬意を表しながら、現行の教育委員会制度を堅持していくという所見を申し述べて答弁といたします。

あとの御質問、9点ありましたけれども、教育長さんの方から答弁をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの2点目以降の御質問にお答えをしております。

まず、大津市でのいじめ報道を受け、文部科学省及び県の教育委員会からの通達についてであります。通達という形としては、7月13日付で平野文部科学大臣より、談話としてメッセージが届いております。

また、通達という形ではありませんが、文部科学省より2種類の緊急調査の依頼がありました。一つは、自殺予防に関する教育の取り組み状況等調査であります。命を尊重する教育や人間関係づくりに関する取り組みについて、それぞれの学校の現状を把握するものであります。

もう一つは、いじめの問題に関する実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査でございます。これは、今年度4月1日以降、現在に至るまでの校内におけるいじめに関する実態を把握しようとするものでございます。

本町の調査結果であります。いじめ、もしくはいじめにつながりかねない事案は、小学校で11件、中学校で同じく11件の報告が上がっております。その多くは冷やかしからいじめ、悪口などありますが、気になる事案もございました。このうち、中学校での1件を除いては既に解決済みでございますが、残る1件につきましては、現在継続をして指導をいたしております。また、当該調査が求めております重大な事案に至るおそれがある事案は、小・中ともにございませんでした。

次に、大津市でのいじめ報道を受け、教育委員会の対応はどうであったのかとお尋ねでございます。本町におきましては、大臣談話が発表されたの同日の7月13日に臨時校長会を開催いたしております。内容としては、報道を受けての学校の対応や実態把握の現状、いじめのとらえ方やいじめを見抜く手だて等について、改めて再確認、協議、意見交換を行いました。

本町におきましては、このたびの事案発生にかかわらず、毎月の定例校長会におきまして、気になる児童生徒についての情報交換の時間を十分とるよう配慮いたしております。具体的には、日常的に気になる児童生徒の早い段階での情報の共有、対応についての意見交換等を行っており、一定の成果につながっていると考えております。引き続き、現場と教育委員会との情報共有の丁寧な積み上げに努めてまいりたいと考えております。

次に、米子市での被害届提出事案を受けて、不登校、長期欠席、いじめ、けんかなどの検証はどうなっているのかとお尋ねでございます。結論を申し上げますと、このたびの事案があったからということで、何年間かさかのぼっての新たな検証は考えておりません。本町教育委員会は、平成22年の文部科学省通知を踏まえ、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分に認識をし、日ごろからいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会が家庭、地域と連携をして適切に対処する、このことを基本的な認識として、学校現場と共有しながら取り組んでおります。不幸にして、米子市のような申し出があった場合は、教育委員会が先頭に立って、誠心誠意、対応してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校は、アンケートなど新たな実態把握に取り組まれるのかとお尋ねでございますが、新たなアンケートの実施は予定をいたしておりません。これは、先ほど申し上げましたように、文部科学省が緊急調査を実施していますので、改めて本町独自ではしないということで

ございます。

もう一つの理由は、本町では、3年前よりhyper-QUと呼ばれる児童生徒の心理調査を中学校で実施をしているからでございます。これは、児童生徒一人一人の情報と学級集団の情報をもとに、学級の状況や学校生活への意欲の状況等について分析を行い、いじめの早期発見や未然防止につなげていくものでございます。いじめの未然防止に有効な手だての一つでもあり、このたび県教育委員会でも、全県実施の方向で検討をされているようでございます。

さらに、本町では、児童生徒に対する心のアンケートを実施したり、スクールカウンセラーによる相談、指導の充実等、子供たちの実態把握にさまざまな手法を取り入れております。事案が発生したからという緊急的な取り組みも当然必要ではありますが、こうした日常的な取り組みの積み上げをこれまで以上に大切にし、引き続き丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員が子供と向き合う時間確保のため、事務の効率化が進められているが、その状況はとのお尋ねでございます。教員が子供と向き合うことは、教員にとって何よりも大切なことであり、そうしたかわりを通じて、子供たちの今を察知することができると考えております。また、向き合うことによって、子供と教員との人間関係がより深められ、良好な関係性の中で、子供は安心して学校生活を過ごすことができます。そのため、本町では、学校事務の効率化とともに、そうした教師にとって極めて大切な時間を確保することをねらいとして、平成17年度より、学校事務の共同実施を活用した教員支援に積極に取り組んでまいりましたが、必ずしも十分な成果にまでは至っておりません。教職員の多忙感を解消し、そうした時間を生み出していくためには、ただ単に学校事務の効率化や事務職員による教員の教育活動支援だけでは十分でなく、学校経営のあり方そのものから大胆に改善、改革していくことが求められていると考えております。コミュニティースクールの導入に係る学校体制の見直しとも連動しながら、一層の学校改善、学校改革に、教育行政としての役割を果たしてまいります。

次に、7点目の教科別系統表とはどのようなものか、また進捗状況はということについてお答えいたします。教科別系統表とは、教科ごとに小学校から中学校までの9年間を見据えた指導内容を示したものでございます。例えば、算数という教科で説明しますと、算数は数と計算、量と測定、図形、数量関係の4つの領域で学習を進めていきますが、小学校1年生で習うそれぞれの領域の学習が、次のどの学年のどんな学習につながっているのかということを示したものであります。この系統表を活用することによって、学習に行き詰まっている児童生徒のつまづきの原因を明確にする手がかりとしたり、学習の定着度をはかったりするのに有効であると考えております。まだ全教科作成にまでには至っておりませんが、引き続き喫緊の課題として取り組

んでまいりたいと考えております。

8点目は、全国学力・学習状況調査の分析結果についてのお尋ねでございます。今年度は、調査教科に新たに理科が加わったことや、積極的な調査参加を見送った3年間の成果を見るために、調査抽出校の会見小、南部中、法勝寺中に加え、他の2校を希望参加校として、町内すべての学校の小6及び中3の児童生徒が参加をいたしました。現在、各学校において調査結果の分析を行っている最中でありますので、お尋ねの分析結果につきましては、いましばらくお時間をちょうだいしたいと思います。各学校での学力及び質問紙調査の分析内容を見きわめながら、11月を目途に取り組みの成果や課題をより具体化し、全町及び学校ごとに、学校だよりや広報等を通じて公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、おせの背中を魅せよう町民運動についてのお尋ねでございます。本年度より展開いたしております、おせの背中を魅せよう町民運動は、地域の大人、つまり「おせ」が、みずからの立ち居振る舞いを振り返り、子供たちに手本となる姿を示していこうという取り組みでございます。今年度は、みんなでもっと話そうよをテーマに、あいさつをしよう、おはよう、お帰りと声をかけよう、きちんと褒めてちゃんとしかろうなど、保護者やその家族、地域住民はもとより、教員や保育士も一人の「おせ」を自覚し、子供たちを取り巻くみんなが大人としての立ち居振る舞いに責任を果たしていこうと、多くの関係機関、団体の皆様に確認をしていただいております。また、各地域振興協議会にも御協力いただいております、世代間交流事業や夏祭り、地域の清掃ボランティア活動やあいさつ運動を当該運動の重点推進事業に位置づけていただき、取り組みの拡充、啓発に一翼を担っていただいております。4月以降、日常のさまざまな会合や地域行事の際に、ちゃんとおせの背中見せないけんぜとか、子供たちにいい背中見しょいやなどの声が交わされていることを幾度となく伺っております。少しずつではありますが、趣旨を御理解いただき、運動の輪が広がりつつあると認識をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。丁寧にならぬお答えいただきましたが、もう少しお聞きしたいと思います。

初めに、町長にお尋ねいたします。高い評価をしている、そういうふうにおっしゃいました。以前にもそのようなことを聞いておりますので、本町の教育委員会のあり方というのは、どういいますか、そんな問題を含んで、新聞報道に見られるようなあのような姿は、私はとても本町の教育委員会からは思いもよらないことではございますが、前回の一般質問の中に、教育振興協約と



いうものを、県知事と県教委との間でこういう協約を結んでいるということ、それに関連しては、町ではそこまでのものは要らないような教育長のお考えの答弁だったと思います。そのことで、その理由といたしましては、やはり予算編成のときに教育委員の方たちとの懇談会を持ったりして、それで意思の疎通をきちんとしている、そのようなお話でございました。

町長の御見解はそのときにお尋ねしませんでした。現在のやり方のままで十分意思の疎通がとれているというふうにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。県の方では協約を結んでおるということでございますけれども、私、南部町の場合は、日常的に絶えず教育長あるいは教育委員長さんなどともお話をする機会ありますし、それから年に1度以上、教育委員さん全員と懇談をする場も持っていております。それから、予算査定の過程などを通じて、いろいろ状況も職員の皆さんから聞いたりしております。そういう必要性は、全くとも言わんわけですけれども、感じないと。十分、日常のいろいろな交流の中から私の考え方も伝わっており、そういうことを受けて、いろいろ皆さんで話し合って立派な教育行政をやっていたらいいとおもっています。

とりわけ、高い評価ということをやったわけですが、地域共同学校の取り組みは、これは大変な御努力をいただいて、地域住民の皆さんが学校運営に協力をしていこうということで取り組んでいただいておりますけれども、本当に子供たちがあいさつをする、してくれるというようなことを、私も直接耳にしたことがございますし、あいさつ運動を学校でやっていただいております。それから、子供の読書環境を整えたわけですが、やっぱりその環境を生かして、読書活動などを盛んに行っていただいております。上げればいろいろありますけれども、そういう元気のいい子供たちが毎日学校生活で生き生きと過ごしておるといったようなことで、私はあえて協約まで結んで特別なことをお願いするというようなことは、南部町には必要ないというふうに思っております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） よくわかりました。県の規模と我が町の規模とは随分違いますし、日常のお話し合いもあるということで、それは協約というような形でなくても、意思疎通がきちんできておればいいことだと思っております。これで十分という町長の御判断ですし、教育長の方も、お互いの信頼感が緊張感を持ってできているというふうには伺っておりますので、それで十分とは思っています。

そこで、もう一つお尋ねしたいんですが、町長の方に。教育委員さんの構成でございますね、

ある町では、やはり先生を退職なさった方たちの集団で一方的なことばかり協議しているんだというようなことを、我が町でもちょっと聞いたことがあるんです。実態は違っております、それぞれの各分野から出ていらっしゃるということは十分に私は認識しておりますが、委員さんの任務について、町長はさまざま御配慮なさっていると思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。旧西伯町長の折には、若干地域性というようなことも考えながら人選を進めてきた思いがございます。ただ現在は、もう地域性はございません、取っ払ってございまして、基本的に教育に高い見識をお持ちの熱心なお方を選任しておるということでございます。

先ほどの答弁で申し上げましたけれども、政党要件はございますので、そこは注意しております。それから、保護者を委員に加えるというようなことも現に書いてありますので、そういう中で、これはと思われる委員さんをお願いをするというようなことをいたしております。

それと、学校の先生を教育委員さんにとということもでございます。これはこれで極めて大事なことでないかと思っております。いわゆる学校現場を知らないではなかなか務まらないのではないかと、県下では学校、教員生活をなさった方が教育委員に就任なさっておられるケースもたくさんあるわけです。私もそういう観点はもちろん心得ておりますけれども、学校教育については、うちの教育委員さん方はしょっちゅう学校に行かれて、学校の先生方と情報交換しながら取り組んでおられまして、学校の事情は本当に高いところから、大所高所からよく見て、よく知っておられるな思っているように感じしております。それから、教育委員会部局に資格を持った先生に来ていただいております、そういう委員会部局の職員の方からも学校の様子は十分うかがえるということもでございます。

そういうこともありますので、必ず教員の資格を持った人が教育委員にならなければならないというような硬直した考え方は持っていないわけでありまして。ただ社会教育ですね、私は社会教育にも力を入れていただきたいというような思いもあって、そういう分野で御活躍をいただいているお方にもお願いしておるというようなことで、その時々判断にはなりますけれども、必要な人が教育委員に就任して大切な仕事をきちんとやっていただいておりますというぐあいに認識をしているところでございます。バランスのいい人選をしなければいけないということもでございます。

○議長（足立 喜義君） 杉谷議員、立ったときにマイクが入りにくいので、音がほそい。

○議員（6番 杉谷 早苗君） わかりました。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。ありがとうございます。本当にバランスよく活動なさってるということは、私もふだんから重々承知はしておりますが、町長の御見解をお尋ねいたしました。

それと、先生たちは県の職員でいらっしゃいます。それと、教育委員会は町の職員ですので、その辺の、先生たちというのは転勤で異動なさいます、これは当然であるべきことですが、そのあたりに教育委員会の熱意というものが、ちょっと先生方の本気度というものがもう少し欲しいなというふうには私は感じるがありますが、そのあたりは町長はどのようにお感じでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。新しく南部町に赴任してきていただく先生方には、これは南部町の歴史や文化といった特徴点をお話いたしましたして、南部町の子供たちとして立派な教育を施していただくように、その都度お話をいたしております。したがって、先生方は県の職員ということですが、西部の教育長さんや、あるいはいろいろなお方が寄られて、南部町にふさわしい人材を、いろいろな話し合いの中で確保してきていただいているというように思うわけです。したがって、県の職員、町の職員という、あんまりこだわりは私は持たれない方がいいのではないかと。はっきり言って、固定をしまえば、どちらにも一長一短あると思うんです。ですから、悪いところではなくていいところを伸ばすということが私は大切ではないかなと。それと、町の職員にこだわりますと、なかなか町内に教員の必要なだけ確保する人材がないわけですね。ですから、これは広範な県下全域から優秀な人材を求めなければ南部町の教育は成り立ちませんから、あんまり町の職員じゃないといけんということにこだわらない方がいいのではないかとこのように思っております。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。町長がおっしゃるように、広い県内、いろいろなところでいろんな経験をなさった方、いい経験の積み上げを南部町でしていただければ一番よいことですので、本当に先生という立場の方は、子供のことをより健全に導いてくださるその熱意のある方が先生だと思っておりますので、私もぜひ、そういうようなこだわりということをなくしていきたいと思っております。

町長の質問はここまでで、あと次、教育長さんの方の質問に移らせていただきます。

2番目の、大津事件報道により、文科省それと県教委からの何らか対応、通達があったかとい

うことで、先ほどいろいろと緊急アンケートなど結果発表が、この分について実態調査をしたら、小学校、中学校ともに11件ほどそのような事実があったということをおっしゃいました。それで、1件以外はあとは解決済みということなんですが、その1件というのは以前から把握されていたものなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、杉谷議員さんの御質問の中に、1件、中学校で継続的な指導が必要だということの発覚といいますか、その見つかった時期はということですが、今回の文科省の緊急調査によって、4月1日より校内での児童生徒のいじめについてのアンケートがありました。その結果に基づいて数が上がってきたんですけども、その中で、より継続性があるとか、このまま単なる嫌な思いをしたとか、軽いつていいですかね、そういった範疇ではないというふうに学校が認識したということでもありますので、以前からも、かなり前からずっとあったというよりも、今回の緊急調査でより明確に発覚したというふうにとらえております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。それは当然、引き続き対応していただいていると、認識でよろしいですね。

はい、わかりました。

じゃあ、3点目に移ります。大津事件の報道から南部町教育委員会の対応を伺いますということで、緊急校長会が7月13日行われたということでした。それよりも、毎月、定例会によって日常的に早い段階でしておると。このたびのことで緊急な校長会をお開きになったということは、やはり毎月されていても、今のことをすぐに対応できるという、そういうことというのは本当に保護者の一人としてありがたいことだと思っています。

この分については、毎月1回の定例会、校長会というようなことですが、さくらんぼの先生方との連携ということは、その中には入っておりませんですね。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。まず、毎月ある定例校長会については、必ず各学校の気になる児童生徒について実名を上げて、きちんと報告しております。ですので、毎月毎月継続的な名前が上がってくる子、あるいはその月だけしか名前が上がってこない子についても、継続的に指導していくとか状況を把握しております。

さくらんぼについては、校長会とは別に、さくらんぼに通っている子供たちについて、その

在籍校であります校長先生と教育委員会とさくらんぼの先生方、場合によっては保護者の方も踏まえて、今後の見通し、あるいは今の環境がベストなのかどうなのかも含めた会をさくらんぼの方からやりたいという声があったときにしていますし、それ以外にも定例にさくらんぼとの情報交換はしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 日ごろからの丁寧な積み上げに努力されておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

4点目の、8月10日、中学校で起きました、本当に隣の町で起きましたこのような事件がありましたので、このことについてお尋ねいたします。以前にもお答えいただいたと思います、いじめとけんかというのは、境目というのは文科省の方からも目安の指標、指標という言い方おかしいですね、目安が決められているようなんですが、それにこだわってはいは、本当にいじめであっても、けんかとして見逃すというようなことがございます。

この教育委員会では、そのあたりのところはどのように御判断なさっているのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。文科省の方は、平成19年に正式に「いじめのとりえ方」というのを、全国の教育委員会通じて学校の方に通達という形でやっておりますが、南部町教育委員会としては、その書いてある文言に沿わなければいじめではないというとりえ方はしておりません。一番大事というのは、力関係の中で、一方的にその子供が心的な、あるいは肉体的な苦痛を生じているという時点において、これはその定義が、例えば継続的じゃないにしろ、含めてきちんと対応していくべきだと思っておりますし、今、先ほど申しましたとおり定例校長会で、ちょっとした子供の人間関係の中のいざこざがあったり、悪口を言ったり言われたりっていうような部分についても報告をしていただいておりますので、決して文科省の物差しに照らし合わせて、それは該当しないとか、するとかというような範疇ではなく、すべての子供が安心・安全の中で学校生活を送れるように、最大限、教育委員会と学校が連携をとりながら情報を共有していくということが、いじめをゼロにしていくという大きな目標に向かっていく一つの手段だというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 柔軟に対応していただいているようで、引き続きよろしくお願ひいたします。

平井知事が、8月の24日の定例記者会見だったのでしょうか、いじめ問題調査委員会、第三者

部会の、これを知事部局の方が積極的に関与していくというようなことがございました。このようなことというのは、県教委、教育委員会側と知事部局側と、私は協定を結んだとかなんとかということとはわかるんですが、実動部隊というのはどのような関係なんでしょう。

そういうことをお尋ねいたしますのは、そういうことがあったとき、我が南部町の教育委員会は、どういうルートでもって、そういういいものの提案をされて、県の方としてはされるんですが、それに関して、我が町の教育委員会は、じゃあ県教委の方に言うのか、でも同じ教育委員会だからそうなのかな、でも知事部局でそういうふうにしておられるっていうのは、どちらにどういうふう具体的に、事実が、事が起こっておりませんので、想定問題にはお答えにくいとは思いますが、そのあたりのところはどのようにお考えなんですか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、県の方が第三者委員会との公安との提携を結ぶとか、そういった動きが出てきておりますけれども、私の今の理解の中では、これがどのような活用によって市町村までおりてくるのかということについては十分把握しておりません、申しわけございません。

ただ、南部町教育委員会としては、県がそういう協定を結ぶとか結ばないということはおいいて、実際の町内の学校において、児童生徒の生命に危険が生じる事案、あるいはそういった状況になり得るということが前段としてある場合は、そういった協定があるなしにかかわらず、まず子供たちを守るということの視点から、当然これは第三者、具体的に言うと警察も含めて、そういった方に入っていただいた方がより安全が確保できるというように判断した場合は、これは速やかにそういった行動に移さなければ、協定がなかったですちゅう話にはなりませんので、南部町教育委員会の定例教育委員会の中でも、そういった場面が万が一起こった場合は、ちゅうちょなく、まず児童生徒の安全を確保するんだという意味で、当然それは第三者、警察等の通報をしていきながら安全確保をしていきたいというふうに思っておりますし、また県と、県教委と知事部局というか公安との協定の内容が市町村教育委員会にどこまで影響するのかというのは、先ほど申したとおり、まだ十分把握していませんし、基本的には市町村教育委員会が判断すべきことではないのかなというふうな、個人的な意見ですけども、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 最近の報道で、埼玉県の場合だったでしょうか、学校教育法に出席停止制度というものがあるっていうことを聞いたんですが、この出席停止制度というものにつ

いて、小・中でもあるものなのか、よく私たちが耳にする、子供がたばこ吸っただけんな、ちょっとな、謹慎処分させられただわというようなものと同じものなのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、杉谷議員さんがおっしゃる、埼玉であったというのは、それが小学校、中学校、高校なのかよく私も理解しておりませんが、高校の場合は、校長の判断で、校則に照らし合わせて、それに違反した場合は停学があったりいろんな処罰があると思うんですけども、出席停止ということについては義務教育でも生じております。というのは、出席停止にできるということでございます。

まず、2つの根拠がありまして、学校教育法の中でいう出席停止というのは、校長先生の方が判断をしてするという事なんですけども、それは、例えば野口君という生徒がおって、この子が非常に授業妨害したり、あるいは器物破損をしたり、他の子供たちに肉体的、心的な苦痛を与えるという状況の行動を起こした場合は、校長の判断で出席停止をすることができます。それから、それはもう一つは、児童生徒に限らず教職員に対しても、そういった暴力的な行動をしてしまう児童生徒がいた場合は、教育委員会と協議しながら、その子を出席停止をするということがございます。それからもう一つ、出席停止の種類としては、学校保健安全法というのがありまして、これは一般的に病気、感染症にかかった児童生徒については、感染症を広げないという観点から、医師の診断書をもとに出席停止、インフルエンザでありますとか、そういった部分についての出席停止をするという措置がございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 先生に対しての暴力など、そういうこともあったりするということにつきましては、先生たちを支援できる、そのような制度というものはあるんでしょうか。スクールカウンセラーというのは、何となく私は子供たちだけに対してというふうにとらえているんですけども、スクールカウンセラーという方たちの仕事内容は私もよく把握しておりませんので、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。まず、先生方に対する対教師暴力についての救済というか、先生方を守るということにつきましては、具体的に、申しわけございません、私の中では、こういった制度がありますというのはちょっと今、十分勉強しておりません。

ただし、スクールカウンセラーさんが南部町にも配置されております。スクールカウンセラーさんの業務の一つとして、一つというよりも一番大きな業務は、先生方に力をつけるということが一番大きな業務であります。精神的に悩んでいる児童生徒、保護者の方の相談を受けるというのは業務にあるんですけども、その前に先生方に対して、こういった子供たち、悩みを抱えたり精神的に不安定になってる子供たちに対して、どう対応したらいいのかということについての指導方法っていうのも、スクールカウンセラーの先生から指導をいただくということもありますし、もう一つは、学校の先生方が子供たちとの人間関係の中で、どうしても悩む、行き詰まる部分もありますので、そういったこともスクールカウンセラーの先生と相談をしていただくということもありますので、杉谷議員さんおっしゃるように、もしかしたら、そういった意味での先生方のメンタルヘルスについてもスクールカウンセラーさんの業務になっているということになると思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。細かく聞いてよくわかってまいりました。

5点目でございます。小・中学校についてアンケートを新たに実施されたかということですが、これに対しては、特には予定していないというようなお答えだったというように思います。それと、3年前よりhyper-QUテストというのをしているとおっしゃいました。これをもっと少し具体的に教えていただけませんか。このテストというのは時間がかかるものなんですか、それともマル・バツとか、何かそういうようなテスト方法なんですか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。hyper-QUって何か難しそうな名前なんですけども、正式名が、実は各都道府県によって若干違うんです。どこの名称が一番正しいかわかんないんですけども、教育委員会としては、今、教育長の答弁でありました児童生徒の心理テストといいますが、その子供が学級に所属している中で、こういった精神的な状況で学校生活を送っているんだらうかというのがはかれるテストであります。学級に非常に満足している満足群というところに入っているのか、非満足群に入っているのかということがまずわかる、その原因が友達関係なのか、先生との関係なのか、あるいは学習面なのかとか、そういった部分がわかる調査で、これは今、全国的に広がっていますし、先ほど教育長の方の答弁でありましたように、県が、このたびの大津の事件を踏まえて、全部の県内の小・中、特別支援学校も含めた学校で実施していくということの実施になっておりますので、まずは実態の一つ



の大きな把握としてのテストだというふうにとらえております。

それから、時間がかかるのかということについては、すべてアンケートです。子供たちに、ただ5分、10分では終わるものではありませんけども、きちんとしたアンケート項目に子供が正直に答えていく。露骨に学級に満足していますかなんていう質問は全くありません。いろんな細かな質問をしていくことが、結局は学級の中でその子供が自分自身満足しているのかどうなのかというのが、ずっと深層的に積み上げられて結果に出てくるアンケートでありますので、南部町としても、先ほど教育長が申したとおり、3年前から中学校の予算をつけていただいて実施していただいてありますし、満足していない生徒の原因が何かということで、それが不登校につながるように、あるいはいじめにつながるように、あるいは学力的な部分で困っていないかというあたりもしっかり見れると思いますので、今後ともそういった調査はしていくというのは有効的なのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） よくわかりました。いじめというものはないというんじゃなくて、あるという前提で考えていろいろ対応していただいておりますので、それはそれといたしまして、以前、携帯電話のことについてもお尋ねしたことがあります。学校には持ってこない、持ってきたときには預けておくというような内容だったように記憶しておりますが、その後、年数もたちましたので、現状はどんなもんなんでしょうか。

といいますのは、東西町でも、運動会なんかいたしますと、子供たちが持っている携帯電話を出場するときには机の上に置いていって、だれかが管理しておくんですね。というようなことを思いますと、中学校になったらかなりの子供が、通常家庭では、地域に帰ったときには持っているのではないだろうかな、それと、それが学校ではどのような扱いになっているのかな、そのあたりのところをお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。携帯電話については、済みません、平成17、18だったと思います。そのあたりに県の教育長の方から、携帯電話についてのルールということで、県が一定のルールを示しております。それはすべての学校に行っていますので、何らかの形でそれを基準にしたルールはできてると思いますし、まず基本的に、学校で使わないものは持ってこないということが大原則でありますので、本町においても、携帯電話をどれだけ学校に持ってきてるかというのは実態把握はしておりませんが、まず、そういったルールの中で対応しているというふうに思っております。万が一、どうしても携帯電話

は必要だというようなことになった場合は、学校の方に申し出をして、学校がそれに対応してるということで、何回も言うように、原則、学校で使わないものは持ち込まないということの大原則の中で、携帯電話も同じ扱いになってるというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 時間も半分過ぎましたので、次に行かせていただきます。

あ、そうだ、もう一つお尋ねしときます。アンケートのとり方、それこそ学校により、また担任の先生によりいろいろなんです、あるところで毎週木曜日にアンケートをとっていたと、そうすると、もし、そのアンケートも、何々をされて嫌だったとかというんじゃなくて、その1週間の間、木曜日までにこないいいこともあったというような、感想文のようなアンケートだったということでした。それを木曜日書いてもらおうと、何らかがあったら金曜日にすぐ対応ができる、そのようなことを話しておられましたので、このようなことはまた先生方にお伝えしていただきたいと思います。これは、ただ提案でございますので。

次の6点目の、先生方が子供と向き合う時間確保のため、このことについては、十分ではないけれどもそのように努力しているとおっしゃっておりました。学校経営の改善がこれについては必要なのではないか、先生の多忙感、その先生によって課題がいろいろで多忙感もまちまちなんでしょうが、私は先生方が子供と向き合っていただくというのが一番のすべてのもとじゃないのかなと思います。

学校経営の改善策というのは難しい話ですが、何かに取り組んでいらっしゃるでしょうか、そのあたりでございます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。学校事務の効率化を県下でも早い時期からやってきたんですけれども、やっぱりどうしても限界があるんですね、お手伝いをするという形では。やはり学校という組織を考えてきたときに、比較的、何ていんでしょうか、去年こうやってきたんだからこういうようにいこうねっていうのは、非常に、一つの組織としてはそういう傾向のある組織であります。したがって、ある意味で組織の外から、これはこんなぐあいに、こことここ一緒にしたらいいじゃないのというのを投げかけていくっていうようなことを、やはり教育行政としてももう少し、ある種踏み込んで、そこまで言うのっていうぐらい、少し教育長としても言っていないけんのかなというような、そんなことを今、具体的には思っています。本町に指導主事もおりますので、指導主事とも相談もしながら、そのあたり1つずつ具体的にやっていこうかなと思っています。

答弁でもさせていただきましたように、今、コミュニティースクールも一緒なことでして、これまでやっていた学校経営のところ、コミュニティースクールという考え方をに入れて、新しい学校体制、学校づくりをしていかなければいけないといったときに、どうしてもなかなか現場では、そこがずっと解け合わないというのが実はありまして、そのところをしっかりと研究しようということで、ことし、全国で30ぐらいだったでしょうか、研究委託を受けて職員も配置をしておりますので、そういうことも絡めながら進めてまいりたいというぐあいに思っています。

それから、少しお時間をいただいて、大津の問題をきっかけにしていろいろ御心配いただき、御質問たくさんいただきました。2つだけ、教育長として総括的に申し上げたいと思いますが、いじめの問題、あるいは不登校の問題については、5人の教育委員全員が、学力の問題も大事なんだけど、やはり基本的に義務教育を保障していくというところをしっかりと押さえながら、まず、このところをしっかりとやらないけんということを、ずっと南部町発足以来、大事にしていまいりましたので、そういう意味におきましては、大津の事件がということで、結果的に何かそんなに慌てる気持ちもなく、ある種、もう一回見直しをしてやっていきたいと思いますというぐあいな形で受けとめております。

それからもう1点は、大事なことは、いろいろなことが学校現場の中で起こるんですが、学校をひとりぼっちにしちゃいけないということをいつも思っていますし、私どもの教育委員さんも、学校任せにしたらいけんということを言っていたいております。そういう意味では、答弁の中でも申し上げましたように、校長会はもとよりでありますけれども、学校現場で起こったことを教育行政も一緒に考えていくっていう、学校から見たときに教育委員会との距離感を非常に短く感じる、そういう体制といいたいでしょうか、そういうものをまず、やっぱりつくっておくことが、学校にとっては安心感もあったり、あるいは速やかな、より適切な対応にもなっていくんだろかな。そういう意味では、私自身が思っているのは、やはり学校現場と教育委員会と、いわゆる管理監督をしていくということばかりでなくて、きちっとやっぱり協働をしていく、子供たちのために協働をしていく、こういうスタンスで現在進めておりますので、引き続きこういうことを大事にしながら、現場と一緒に、こういういじめや不登校の問題にしっかりと取り組んでまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今回、教育行政についての諸課題ということで質問させていただいております。壇上でも申し上げましたが、町内のことが何かあって、その疑念があってするんじゃない、ただ、それを見直す機会にということで、しっかりと現状を私たちがわからなきゃいけ

ないんじゃないのかなということでした。

今の教育長の御答弁の中に、そんなにばたばたと慌て……。ばたばたという言葉は使われませんでしたね、そんなに慌てたような格好ではなくって、少し余裕を持ってまた見直していく。余裕を持って見直していただくと、また見えないものも見えてくるということもございますので、そういうような対応だったということをお聞きいたしますと、本当に住民としては安心するものがございます。

それともう1点、学校と教育委員会との間をなるべく縮めるということにつきましても、私ごとなんですが、子供が学校におりました小・中学校のころ、あのころは、教育委員会ちゅうものはな、怖いもんだけなっていうイメージでとらえておりましたが、現代は随分と違って、もう一緒に物事協働して考えていくというようなスタンスをとられているということは本当に歓迎すべきことですので、どんどん進めていっていただきたいと思います。

次の7点目でございます。カリキュラムの作成促進の足がかりとしてということで、さっき具体的に説明していただきました。これっていうのは、私も浅い知識しかございませんが、学年学年によって決められた学校のカリキュラムの特別、特区っていうんですかね、特別に指定を受ける必要があって、それが外されて、ずっと並べかえるという言い方おかしいですね、順番的にやりやすい方向にしていけるということをちらっと聞いたんですが、特別な許可っていうものをもって、当然、本町ではされているもんなんですか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。系統表っていうのはどの学校でも当然指導要領に定められた教科を教えていきますので、別に特区とかそういった特別な手続はない中で、先ほど教育長が申したように、1年生のこの授業が2年生のここにつながるんだ、それがずっと中3までつながっていくんだという表ですので、これはあんまり大きなものではありません。杉谷議員さんがおっしゃった特区のっていうのは、多分小中一貫校という形をとって、学年の枠組みを小学校5、6、中学1年生までを一つの学年としてとらえる場合は、それ勝手にできませんので、その辺の部分のことを言っておられるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。ちょっと私の方の整理がよくできていなかったの、よくわかりました。

次の8点目でございます。全国学力・学習状況についてということで、結果がいましばらくか

かる、11月をめどに、また情報提供をしていただくというようなことでしたが、今回理科が新たに加わったということがございます。それで、私も、これも人のうわきですんでよくわかりませんが、我が町には理科のエキスパートの教員がいる、その方たちの公開授業ですか、そのようなことがあったということを知ったんですが、これはどのような状況だったのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。理科のエキスパートの先生がおられるっていうのは、西伯小学校の教頭先生、神庭教頭先生は理科のエキスパートの教員に、異動される前、岸本小学校時代に認定された方です。このたび神庭先生が、県の教育センター主催の若手教員の力をつけるというセミナーの理科の部門で、ぜひ授業をしてほしいという依頼があったっていうことの一環で、神庭教頭先生が授業をされました。これについては、県の教育センターの、そういったセミナーをとっている先生方が集まってこられて授業を見られた。御承知のとおり、南部町は小・中一貫教育していますので、中学校の先生もかなり来ていただいて情報交換をされた。もう一つは、南部中の先生が、今、県の教育センターに研修に行っておられますので、そういった意味も含めて、小・中挙げて理科の学習を進めていくということの一環でされたと思います。済みません、今、南中って言いましたっけ、法勝寺中学校の誤りです、申しわけありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。理科離れが問題視されておりますので、そういう取り組みはしっかりと今後もお願いしたいと思います。

全国学力のこの調査に関しましては、読解力、理解力、そのような、またそれを踏まえての発表力というものが問われているというようなことを耳にいたしました。この部分においても、やはり読書をしっかりと、深く広く考えていくという力をつけてほしいなと思っておりますので、引き続き読書の方にも力を入れてほしいと思います。

そういう意味では、夏、日にちをちょっと忘れました、全国学校図書職員でしたでしょうか、その大会が米子市でもありました。そのようなときには、ぜひとも職員の方たちというのを多く派遣してあげてくださいませ。これは要望でございます。

次の9点目でございます、おせの背中を魅せようの運動の手ごたえはどうでしょうかということですが、これは大人としてもいい立ち居振る舞い、手本となる姿をみんなでもっと見せようということも含まれて、子供たちにきちんと褒めてきちんとしかろう、このところは一番の教育の目的だと思いますし、今、家庭の教育力も失われているということもありますので、地域を

挙げて、保護者も含めて全部でということは、本当に私はいいことだと思います。

実はでございます、8月21日に南部町議会の住民説明会におきまして、おせの背中を魅せようの魅るっていう字が魅力の「魅」で、ものを見るの「見る」ではないこの字は間違いじゃないかっていうことで抗議をなさった方がありますが、これをこういう字にされた理由というのをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。杉谷議員さんの方から今、御質問ございました、おせの背中を魅せよう町民運動の、この魅せる、魅力の「魅」という字を当ててございます。単に魅せるといいますのは、提示をするように見せるというだけではございません。また、杉谷議員さん、あるいは教育長の答弁にもございましたけれども、我々大人自身が子供たちの模範となるためには、どのようにみずからを見詰め直せばよいのかをまずしっかりと考えた上で、家庭や地域において子供たちが、大人の立ち居振る舞いや言葉から自分の将来の姿を見出したり、あるいは尊敬の念を抱けるような、魅力ある大人の姿を示しますということでございます。つまり、この魅力の「魅せる」というのは、魅力にあふれ、手本となり得る背中を魅せるという意味で、教育委員会としては使っております。

2008年の1月11日発行の広辞苑、これは第六版になります。新村出先生の方が著しておりますけれども、この見る、普通の見るとは、の記述に、相手の心を魅了する意をきかせて、同音の当て字で魅せる、いわゆる魅力の「魅」と書くことがあるというふうに新村先生の方は記されてございます。ちなみに、新村先生、同様に書かれました、これは1998年の11月11日発行の第五版によりますと、その記述はございませんでした。先ほど申し上げましたように、第六版の中に、新たにこの項目が加わったということでございます。そういう意味では、よくあることでございますけれども、言葉は時代とともに変化をしていくものなのかなというふうに思っております。そういう意味で、まさに今の時代に、子供の心に響くよい大人の、我々の姿が求められているように感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。私も、そのことがあったので、早速に調べてみました。今、次長がおっしゃったとおりでございます。

それで、ちょっと言葉が言い間違えられたんじゃないのかなと思いますが、新村、いずみ先生っておっしゃいました、いずる……（「いずるです」と呼ぶ者あり）いずる先生ですね、はい、ごめんなさい、私が聞き間違っておりました。

そういうようなことで、私もすぐに調べました。そして、周りの人たちにも聞きましたが、やはり悪いような意味ではなくて、いい方の魅力の方のそういう意味の方を受け取るという方が多うございました。

初めに、今、あれは白川先生ですかね、漢字の成り立ちの詳しい先生、その先生の中からも、だんだんと変化してきているというようなことを見たことがございます。先ほど次長もおっしゃいましたように、全然という言葉も、私たちは否定的な言葉だと思っていましたが、今は全然いいよということとか、それから情けは人のためならず、私は自分がその人のためにちょっと犠牲的精神でっていうことだけでも、今の子供は、そういうことをしてあげるとその人の実にはならないからというふうな、どっちもあるというふうに聞きまして、本当啞然とした経験ございます。本当に言葉は時代とともに変化するというので、また今後、どのような言葉がはやって、どのようになっていくのかなということも考えます。なるべくきちっとした言葉を私たちも使っていて、子供たちを指導、指導っていう言い回しおかしいですね、ともに歩いていって、子供とともに成長したいと思います。

県の前教育長の中永廣樹先生、8月12日の新聞のコメントに、社会全体に、子供の顔色をうかがったり機嫌をとったりして遠慮する風潮がある、悪いことは悪いと本気で向かっていく大人が少なくなった、そういうところに今日のないじめの問題の本質があるのではないかというようなことを書いていらっしゃいました。9番目の、おせの背中を魅せようっていう、こういうスローガンのもとに、もっともっと南部町の子供たちがよりよい環境でよりよく成長していってほしいと思っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は10時35分です。

午前10時21分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続きまして、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。議長のお許しを得ましたので、通告してあり

ます点について質問いたします。

広報「なんぶ」8月号で、戸籍・住民票交付に係る本人通知制度が開始されました。全国で既に180以上の自治体、県内におきましても2010年に施行された智頭町を初め、8市町村で実施されております。西部地区におきましては、米子市、大山町に続き、本町も8月から事前登録制度が始まりました。このことにつきましては、早い取り組みでありまして、高く評価をしたいと思います。この不正取得防止にかかわる本人通知制度につきまして、制度に係る背景、意義また必要性等について、さらなる説明、広報、研修等も必要であると思います。

以下、次の4点について質問をいたします。

1つに、制度制定に係る背景、理由、目的は。

2つ目に、有効的に運用するために、不正取得防止につながるよう、住民の皆さんに制度の説明、またさらなる広報、また研修の必要性があると思いますが、これはどうか。

3つ目に、事前登録の方法、年齢制限、また病気等で委任する等、手続について、町民の皆さんがよく理解できるように説明をお願いしたいと思います。

4つ目に、第三者が取得したとき、本人通知していても通知ができない公的なもの等、ほかにもあると思いますが、その理由等はどうか。

以下の点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 石上議員さんの御質問にお答えをしております。

まず、制度制定に係る背景、理由、目的についてでございます。背景、理由、目的といたしましては、平成17年に名古屋市で、行政書士が職務上の請求権を悪用して全国の自治体から第三者の戸籍謄本や住民票の写しを取得し、興信所に渡して報酬を得るといった事件が発覚、さらに平成23年には、司法書士会から入手した職務上請求書を偽造し、1万件にも及ぶ大規模な不正取得事件、いわゆるプライム事件が発覚し、戸籍法違反などで5人が逮捕されております。

身元調査を初めとし、個人情報が大がかりに組織的に売買され悪用される事件は繰り返し起こっており、県内でも平成20年から23年の間に23件の不正取得事件がありました。他人による証明書の不正取得や虚偽の届け出を防ぎ、個人情報を保護するために、戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、平成20年5月から、各種証明書の交付請求や戸籍住民票の各種届け出時には身分証の提示を義務づけ、不正取得に対する罰則が強化されましたが、その後も不正取得が後を絶たないとして、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止のために、平成21年6月に大阪狭山市で初めて本人通知制度が導入され、各自治体に徐々に広がってきており



ます。現在、鳥取県内では、本町も含め8つの市町村で要綱を制定し実施しております。南部町でも9月より実施しております。

第2番目の御質問の、有効的に運用するために不正取得防止につながるよう、制度の説明、広報、研修についてお答えをいたします。この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、事前に登録された通知を希望される本人に交付した事実をお知らせするものでございまして、同一世帯の方であっても、登録をしておられなければお知らせできません。対象となるものは住民票、または戸籍に本籍、筆頭者が記載されているものでございます。消除されたものも含まれます。住民票では、同一世帯の方以外からの交付請求があった場合、戸籍では、戸籍に記載のある方またはその親族以外の方に交付した場合で、登録された日の翌日以降に行われる交付請求が対象になります。交付した事実についてお知らせする制度でありまして、具体的にだれが請求されたのかということについてはお知らせいたしません。

不正請求を防ぐという点から、多くの方にこの制度を知っていただくために、広報「なんぶ」8月号、南部町ホームページに掲載をし、今後におきましては、9月中になんぶSANチャンネルで広報予定としております。また、町民生活課窓口には、チラシなど作成し、御案内したいと考えております。不正取得防止のためには、南部町人権セミナーなどにより、企業、事業所、町民の方々への研修と啓発の取り組みがさらに必要と考えております。

第3番目の御質問、事前登録の方法、年齢制限、病気などで委任するなど、手続についてお答えをいたします。事前登録の方法として、申し込みの受け付けは、町の休日を除き、役場両庁舎の町民生活課の窓口で行います。登録期間は登録日の翌日から2年後の12月31日までとし、更新のためには再度登録の申し込みが必要で、登録期間満了日の2カ月前から受け付けいたします。転出、転籍などにより登録事項に変更が生じた場合、登録期間満了前に本人通知制度を利用する必要がなくなった場合にも届け出が必要でございます。また、登録期間が満了したとき、死亡、居住不明などにより登録者の住民票が消除されたとき、または対象となる住民票の写しなどが保存期間満了等により南部町に存在しなくなった際は、登録を抹消いたします。登録の年齢制限は設けておりませんが、15歳未満の方または成年被後見人の方につきましては、法定代理人からの申請によります。疾病、その他やむを得ない理由により、窓口での申請が困難な方は、代理人による申請または郵送により申請もできます。町外に住んでおられる方も、郵便による申請ができます。また、法定代理人または代理人による申請の際には、代理権を明らかにする書類として、委任状、戸籍謄抄本、登記事項証明書などが必要となります。

最後の御質問の、第三者が取得したとき、本人通知制度に事前登録していても通知できない公

的なもの、またはその理由についてお答えを申し上げます。まず、通知できない公的なものとしたしましては、国、地方公共団体などの機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士の一部請求が該当いたします。その理由としましては、国、地方公共団体が法令に定める事務を遂行するために必要な場合、また弁護士などは、裁判の手續などのための請求に関しては、住民基本台帳法または戸籍法に定める請求により交付した場合は、これは不正取得による個人の権利侵害にはなりにくいと考えます。通知の対象としてはおりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今、町長から、名古屋のプライム事件等で、第三者、弁護士、司法書士ですね、逮捕されたというような実例が答弁でありましたが、この事件は、プライム事件と呼ばれておりますけど、偽造有印私文書行使と戸籍法違反などで、元弁護士ら5人が逮捕されております。起訴状によりますと、横浜市内で探偵社を経営するAは、東京都千代田区のプライム総合法律事務所の経営者に話を持ちかけて、新聞広告で行政書士と司法書士を募集されました。これで採用された方が、職務上の請求用紙を2万枚偽造したと、その偽造書を使って全国から不法に職権を利用して、住民の皆さんの戸籍、住民票をとって、その情報を探偵社等に売買したという本当に信じられない事件であります。

以前からこのようなものは再三報道されております。これは2011年の読売新聞になります。これは小説家の黒川博行さん、この方も住民票が不正取得されていたことがわかったと。この方は、ことし10月に掲載された、これ、ことしっていても2011年のことですが、週刊誌の記事で、自分の本籍地や過去の居住地などについて書かれたと見られる箇所、実際の大阪府内の市町村名を複数上げられ、周囲の状況も具体的に記載されていたと。このことを本人が公表したことはなく、また記者の取材の場でも聞かれていなかったため、不審に思って市役所に聞いてみたらとられていたと、こういう実態があって、今、町長が言われましたけど、弁護士や司法書士、行政書士、税理士、特定8業種と言われておりますけど、その職権を利用していろいろ不法なことをするというので、名古屋の事件は、事件の逮捕のきっかけは、警察官がある事件を捜査中に脅迫を受けたと、電話で。電話の内容で、娘の名前もはっきりと相手が出たということ、おかしいなとって調べたら、自分の住民票がとられていたということ、逮捕とつながったわけですが、非常に、職権を悪用して個人のプライバシーを悪用するというので、本当に大変な問題だと思っております。

私どもが昨年、ぜひとも南部町でこれは必要だからといって町に求めてきました。先ほど

も壇上で申し上げましたが、西部では米子市が昨年の11月から、また大山町が4月から、本町は8月から、また伯耆町におきましても、間もなく要綱を改正して制定するということを聞いておまして、本当に早い取り組みは私は評価を求めたいと思っております。

今、この目的で、町民の皆さんにわかりやすく私は説明するとしたら、現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票をとることができます。しかし、それはとられた人には知らされません。この制度を悪用して、本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそりとり、それを興信所などに横流しして身元調査に悪用する事件が起きてると。そこで、不正な取得を未然に防止しようというのがこの制度のねらいで、住民の皆さん、多くの皆さんに事前登録をしていただくとともに、この住民票がとられない、とったら罰を受けるということで防止対策にもつながると思っております。

2番目の質問で、有効的に運用するために、さらなる説明、広報、研修はどうかということで、町長も前向きな答弁がございました。本当に、それはぜひともしなければならないと思っております。このことを質問したのは、米子市が昨年の11月からできておりますけど、鳥取市は8月から。ある集会で米子の方にちょっと、このことについて皆さん御存じですかということ聞いてみました。PTAの研修でしたが、米子市の方が50人ぐらいおられました。ほとんど女性の方でした。ところが、だれ一人もこの制度を御存じなかったと、皆さん知りませんでした。鳥取市はこの制度ができたばかりですが、鳥取市も一人も御存じなかった。

本町では、広報の8月号で、A4の約半分を使って太字で広報されております。しかし、皆さん、この広報をしても本当に内容が、皆さん一人一人、理解できるのか、またこれを皆さんが見られるのか、インターネットでも広報されておると聞きましたけど、なかなか高齢者の方々ともインターネット見る機会も少ないと思います。窓口でも説明等されると聞きました。今後もさらなる詳しい説明をしたらいいと思いますけど、私はこういうものを勉強しておりました。簡単に大きな字でわかりやすく書いてあります。これは、戸籍謄本、住民票、個人情報、身元調査、知らない間にあなたの情報がとられている、住民啓発シリーズ、「知っていますか？本人通知制度」、戸籍や住民票の不正取得防止、DV、ストーカーの被害者保護ということで、本当にわかりやすく説明されております。また担当課に後でお渡ししたいと思っておりますので、ぜひとも1回、見ていただいて、利用できるものなら活用していただきたいと思っております。

そこで、担当課長にお聞きしたわけですけど、今、町長から答弁がありましたが、窓口でも説明できるものを置きたいと、また教育委員会が担当になるとありますが、セミナー等でも研修の場を持ちたいという答弁がありましたが、担当課長として、先ほど町長が言われたように、いつ

ごろから窓口にそういうものを置くのか、またS A Nチャンネルでも広報したいとか申しましたが、具体的に今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。石上議員お尋ねの広報についてですが、なんぶS A Nチャンネルの方では9月19日から放送予定で、今、準備をしております。チラシの方は、今どういう形がいいのかということで作成中ございまして、今、原案つくっておりますので、来週、今週のうちにでも前に、来られたときに見れるように張り出したいなとは思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） どんどん積極的に行っていただきたいと思います。この登録は特に若い世代、結婚、就職等も大きく関係あると思います。また高齢者の方も、こういうネットとか、なかなか見る機会がないし、特に若年者と高齢者の方にも気配りをお願いしたいと思っております。

次に、3番目の事前登録の方法、年齢制限、また病気等で委任ということを質問いたしましたけど、具体的に年齢等は答弁がなかったと思いますが、15歳、高校生以上になったら、私は個々の判断もできるし、皆さんが将来、高卒で就職される方もありますし進学の方もおられます。社会に出る、また結婚にもつながっていくという大事な時期ですので、若いときから登録が必要だとは思いますが、これはどうか。

また、病気等で役場に来られない方は委任でできると思いますが、この点も。

それと、証明書といったら普通、運転免許証、写真と記載事項がありますので、運転免許証でいいと思いますが、中には免許証をお持ちでない方、保険証を提示される方、保険証だけでいいのか。いろんな問題もあると思いますが、今の点についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。年齢制限のことですけれども、年齢制限は定めておりませんで、15歳未満の方でも登録はしていただけます。一応15歳で切っております、15歳以上の方は御自分で登録していただくという形にしています。15歳未満の方は子供さんという考え方ですので、法定代理人、親御さん、保護者の方がかわりに登録することにしております。

あと、病気で来れない方なんかの代理の方の登録も受け付けておりますので、それは代理に来られた方が委任状という用紙を定めておりますから、委任状と、来られた方の身分がわかるもの

のを持ってきていただければ登録ができます。

あと、免許証を持っておられない方、顔写真つきの証明書がない方ですが、保険証ともう一つ何か、住所氏名とかを証明できるものがあれば、2つ以上のもので登録させていただくようにしております。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） ありがとうございます。免許証を持っておられる方は問題ないと思います。私は学生証は写真が入っておると思っていましたけど、どうも今は写真がないみたいで、ちょっと判断間違っておりましたけど、その場合も住民票と学生証とでできると、可能でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 健康保険証と学生証でできます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） まだいろんなケースがあると思います。なかなか証明書等、また大変ないろんなケースがあると思いますが、その場で町民課で親切に対応していただいて、十分な説明をしていただきたいと思います。

法勝寺庁舎と会見庁舎で、どちらの課でもできるということですが、現在、早い方はもうされておると思いますが、今、現状はどのぐらいの方が登録されたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長です。8月の広報で事前登録を広報しましてから、現在13人の方が登録していただいております。そのうち、代理で登録された方は5人おられます。15歳未満の方は、今のところ登録はされてないです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） ありがとうございます。私も心配しておりまして、結構思ったより多いと。米子市なんかは、よその市言ったらいけんですけど、昨年からは始まったわけですが、なかなか少ないということを知っております。一番早かった東部の町でもまだ少なく、皆さんに広報をされておるみたいです。南部町も西部で3番目ですけども、どこよりも町民の皆さん、たくさん登録させていただくことが必要だと思いますが、そのためにはやっぱり広報、皆さんにお知らせする等、ああいうことも必要ですので、またしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、第三者が取得したとき、この登録をしていても本人に教えられないということをお聞き

しました。まず公用請求ですね、国、自治体、そして第三者、8業種の、裁判、紛争関係等は本人通知できないということをお聞きしました。この中で、先ほども町長答弁がありました、このプライム事件の後、私どもの団体が県内各自治体で情報公開請求を行いました。私も南部町で請求を行いまして、南部町は幸いにも不正取得されておりました。点検がきちんとできていたのかと、そういう理解もあります。そして、私は日吉津村と境港市にもこの請求に行きましたけど、私は日吉津村、境港市の住民ではありません、また利害関係もありませんので、受け付けることはできないということで、日吉津、境港におきましては、残念ながら、このとられた件数は未確認です。今は23件。

そうして、私が一番不思議に思うのは、この不正取得された23件の方が、いまだにだれがこの23人の方の住民票をとったのかということ、多分各自治体はその本人さんに知らせていないと思いますけど、これはどういう理由で、不正の場合は私は本人に知らせるべきだと、犯罪に使われているかもしれない、知らせるべきだと思いますけど、この点についてはいかがなものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。不正請求ということが明らかになった場合には通知をしているところもある、最近ではそういうことがあります、今の個人情報保護条例という、情報公開開示請求というのがあります。南部町ではそれやっております、請求する側にも請求される側にも個人情報保護というのがありますので、明らかに不正であるということがわからない限りはお知らせできないと考えております。今後ですけども、明らかにわかった場合には、やはりお知らせしていくことを検討していかなくてはいけないのではないかということを考えております。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） プライム事件の教訓として、脅迫電話をかけられたと、自分の居住地、また氏名を他人に無断でとられて、脅迫電話をかけられたという実態もあります。南部町では今回は該当のあれはありませんでしたけど、ぜひとも、この司法書士、逮捕されております、5人もね。こういうときには速やかに本人さんに教えていただきたい、教えていただくということで対応を求めたいと思います。

次に、教育委員長の方に質問したいと思いますが、先ほど町長答弁の中にもありましたけど、やはり人権セミナー等で、しっかりとこの制度ができた、なぜできたのかということから始まって、多くの町民の皆さんに御理解をしていただく必要があると思いますけど、教育長はどのよう

なお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。このたびの制度改正、これまでこういう案件については、同和問題を学習するときに、身元調査の観点での一つの具体的な事例という形で教材に取り上げてきたという経過がございます。が、このたび制度改正が行われたということで、今、議員さんの方からございましたように、やはり趣旨とか意義、このあたりのところを、まずはしっかりと身近な学びの教材として整理をして、学習の場に入れていきたいというぐあいに思っています。

くしくも、石上議員さんの方からも話も出ましたけれども、現在展開しております人権問題の交流懇談会や、それから気づく・知る等々ではもちろんでございますけれども、やはり私自身は、PTAの人権学習推進部と連携をしながら、保護者の皆さん方としっかり時間をとって研修したいということがありますし、それから、このたびスタートしたわけですが、例えば部落解放月間だとか、どっかの場面で繰り返し意図的に、やはりこの問題をきちっと整理をしながら研修に継続的に入れていきたいというぐあいに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） ありがとうございます。この登録制度は、やはり全町民の方が必ず皆さんに教える、全町民の方が理解しなければならないという私は認識を持っておりますので、ぜひとも広い、各界いろんなところでしっかりと研修をお願いしたいと思います。

次に、この登録制度ができてでも住民票を見せない制度、例えばドメスティック・バイオレンス、DVですとか、この方で自分の住所地を知らせたくないという制度があると聞きました。何か1年間、開示があっても開示されないということも聞いておりますけど、この住民票を見せない制度、これがわかりましたら説明お願いしたいと思います。閲覧禁止措置。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 済みません、はっきり把握しておりません。DVに限ったと思いますけども、本人の申し出によりますとか施設関係からの申し出とかによりまして、住所を知らせない、個人を守るために知らせない制度というのがあります。名前の方はちょっと忘れただけです。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今、DVの方も非常にたくさんおられると。私も安田さんですか、

何回もお話聞いて、安田さん方も自分の、何ていうかな、時間も割いて、この被害者を皆さんで守っているということを何回も聞きました。これは、被害者の中には、離婚後もしつこく追跡された、また別居後もつきまとわれたという方が多くおられるそうです。また、ひどいのは、別居後の避難先を探り出して、再び暴力を振るわれ死亡された、こういう事件も報告されておるそうです。

そこで、市町村は住民票の閲覧禁止措置という制度があるそうです。追跡や暴力からDVの被害者を守ると、被害者が住民基本台帳事務における支援措置申し出書を提出すれば、1年間は本人以外は住民票をとることはできません。また、更新することもできると。だれがとったか教えてほしいというのがこの住民票の事前登録制度ですが、これは、反対に住んでいることをだれにも教えなくてほしい、これが住民票の閲覧を禁止する制度だそうです。

ちなみに本町では、こういう制度で登録されておられる方が実際にいるか、おられないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。確認してきておりませんが、以前はあったようです。その方が継続されておられるかどうかというのは、ちょっと確認しておりませんが、申しわけありません。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） DV被害の方もかなりおられると思いますので、ぜひともこういう被害が拡大しないよう、しっかりと検討、見守り等もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今は本人通知制度で、私の例えば住民票がとられますと、後から役場の方で、あなたの住民票がとられましたよという通知がしていただけますけれど、通知の中身は、とった方の名前等は通知できないということを聞いております。

先ほども答弁の中でありましたが、とる方の個人情報保護、また、私の同じく個人情報の保護、両方あるということを聞きました。犯罪等で不正にとられたときは、やはりこれは本人さんに登録してなくても通知する、通知登録してある方にはもちろんお知らせする。将来的に、ほとんど第三者がとる場合、裁判、紛争関係を除いて財産問題等が理由になると思いますけど、役場で不審と感じた、また本人から強い申し入れがあったという場面が将来起きる可能性もあります。ぜひとも今、本町も8月からできたばかりですので、とった方の名前も本人さんに教えるよう、こういうことができないのかということを経済的にも研究していただきたい。

いろんな場面があると思います。一人一人の個人情報、非常に大切です。特に今までの例で、



子供たちの就職、結婚等に非常にこういうものが悪用されたという実態があります。町長も同じく私と、米子で同和対策協議会、これの役員さんです。私は、8月の31日に、ことし採用される高校生の就職に関して、本年度採用予定のある企業に12社、皆さんが、首長さんとハローワーク、県、そして私どもの団体と、各企業に回って公正採用のお願いをしてきました。こういう場合でも、企業が興信所、探偵社等を使って個人の情報を不正に取得して、企業にその情報をお金で売る、そして就職の採用、不採用等の参考にするという事例も多く報告されております。

こういう重大な案件ですので、ぜひとも町民の皆さんに広く広報していただき、せっかく他町よりも早く制定されました事前登録制度、これのしっかりした活用、運用等をしっかりとやっていただきますよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） 続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、3点について質問をいたします。

まず最初に、農業施策について質問いたします。農業が南部町の基幹産業であることは言うまでもありません。今まで（TPP）環太平洋連携協定、農業振興施策、鳥獣害対策、農地・水・環境保全向上対策、耕作地放棄地対策など、農業問題についていろいろと質問してまいりました。

6月議会の私の質問の持続可能な農業施策については、国策と連動した取り組みとして、農業者戸別所得補償制度により農家所得の一定の向上が図られていると評価されていますが、この制度は法令化されたものではなく、将来的に保障されたものではありません。また、中山間地直接支払い制度や農地・水保全管理支払い制度も期限延長になりましたが、この制度も保障をされていません。支援対策については、国、県の事業に乗りながら、農地の維持、機械・施設の導入支援等、町独自の取り組みとして、汗かく農業者支援事業、じげの職人支援事業、地域振興協議会を事業主体とした地域奨励作物支援事業など、さまざまな支援事業を創設し、自立可能な農業施策につなげていると答弁されております。この問題で、支援事業と効果について伺います。

次に、耕作放棄地、遊休農地対策については、南部町農業委員会が先般パトロールされました。平成23年度は、15.4ヘクタールの遊休農地のうち5.6ヘクタールを解消。耕作放棄地再生事業で、平成21年度から1.7ヘクタールが再生されていますが、今後の再生計画についてお聞きいたします。

8月29日に人・農地プラン説明会が開催されました。この制度は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、5年後、10年後の農業プランであると考えますが、制度の内容と今後の具体策を伺います。

(TPP)環太平洋連携協定については、今、政府は解散問題などで影が薄くなっています。9月9日にはAPEC首脳会議が開催され、国連総会も予定されています。野田首相が、交渉参加表明の懸念があるため、国会議員155人を初め市民など1,000人が、8月30日に東京永田町の憲政記念館で集会を開催、APEC並びに国連総会においてTPP協定交渉への参加表明することは断固反対であるとの決議を満場一致で採択されております。APECでは、交渉参加の表明はありませんでした。

町長は、TPP参加について、農業に壊滅的な打撃を受けるので交渉参加には反対されております。TPPについて、政府に対して十分な情報開示と秘密交渉を中止するよう要望することを求めます。

次に、町政要望の調査、確認スケジュールについてであります。町政要望取りまとめは10月末とのことではありますが、要望の取りまとめから調査、確認の手順を具体的に伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めています。今まで住宅リフォーム助成制度の創設を求めてまいりましたが、町長は町産材の活用家づくり制度や小規模取り扱い制度を活用し、個人の財産への支援という意味合いが強い助成制度に税金の投入はできないとの答弁でありました。

全国商工新聞によりますと、住宅リフォーム助成制度を創設している自治体数は、7月1日現在533自治体、県が3、市区町村で530に広がっています。2010年の約170自治体の約3倍になっています。また、日南町議会では、12月議会に日南町住宅リフォーム助成条例の提出予定であります。町の施策の実績と住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 雑賀議員の御質問にお答えをしましてまいります。最初に農業施策でございます。支援事業と効果についてでございますが、南部町には863ヘクタールの農地がございます。これら農地をいかに維持し、集落の機能維持、担い手の確保を図っていくかということについては、町として重要な課題であると考えております。現在、集落一体となった自主的な活動により農地を守る取り組みとして、中山間地域等直接支払い推進事業と農地・水保全管理支払い交付金事業の2つを行っておりますけれども、中山間地域等直接支払いでは39地区で343ヘク

タール、農地・水保全管理支払い交付金では14地区246ヘクタール、合計で589ヘクタール、南部町農地の68%がこれら活動で維持管理されておりまして、特に中山間直接支払いでは、条件不利な傾斜地農地の遊休農地の発生を最小限に食いとめております重要な役割を果たしているものでございます。

また、これらの事業は、農地や水路、農道の維持管理、有害鳥獣対策などについて集落単位で取り組むことで、集落機能の活性化や集落営農の推進にも寄与しておりまして、特に農地・水保全管理支払いでは、農業者だけではなくて非農家も含めた集落全体で取り組むことによりまして、地域の資源である農業、農地について、地域住民全体で考えることにつながりまして、集落機能の活性化に有効であると考えております。

また、担い手の状況でございますが、南部町におきましては、認定農業者が20人、農業生産法人2法人、大規模経営農家、これは水稲作付面積で1.6ヘクタール以上の方いらっしゃいますけれども、19人、集落営農組織が3組織、また、受託作業を主とする機械組合が14組織ございます。(サイレン吹鳴)これらの農業者に対する支援としましては、個別経営体に対する支援では、がんばる農家プラン事業、これは昨年までのチャレンジプラン支援事業でございますけれども、2件で397万2,000円の大型機械導入に支援しております。また、集落営農組織向けの支援としましては、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業等を活用しまして、2件で507万円、コンバインやトラクターの導入に支援を行っているところでございます。

また、町独自の取り組みとして、汗かく農業者支援事業、じげの職人支援事業、地域奨励作物支援事業などの支援事業を行っているところでございますが、汗かく農業者支援事業では、販売による所得向上を目的として取り組みを行う農家に対して、平成22年度の創設以来、養魚田の整備が2件、栽培推進としてブルーベリーやブドウ、ユズ、カキ、シブキ、ハスなどの植栽が18件、施設整備としてビニールハウス、果樹棚、給水設備などが12件、合計337万7,000円の支援を行ったものでございます。

じげの職人支援事業では、みずからの作業により農地の改良や農道、水路の補修整備を行う農家に対しまして、平成22年度の創設以来、農業機械や農地改良用の作業機械の運転免許などの資格取得が5件、水田の排水改良や水路、農道の補修、林地化した農地の伐採、伐根・整地、根を抜いて整地をすると、そういう農地改良が8件の支援を行ったものでございます。なお、資格取得については、国、県の事業にはなく、資格取得者は集落営農組織のオペレーター、農業生産法人の従事者として活動しておられます。

また、地域振興協議会への支援としましては、地域奨励作物支援事業がございます。これは地

域振興協議会が主導して農地の活用を図り、特産農産物の育成による農業の振興を図ることを目的とした取り組みに対しまして助成を行うものでございます。昨年度は、南西伯振興協議会が行った、ウド、キササゲの育成等の取り組みに対しまして21万8,118円の支援を行っております。

次に、耕作放棄地の再生計画はということでございますが、現在、農業委員会では、遊休農地に関する措置として、農地のパトロールや利用状況調査に力を入れておるところでございます。耕作放棄地の所有者への解消に向けた指導、また耕作放棄地を再生する耕作放棄地再生事業などによりまして、平成23年度は、15.4ヘクタールの遊休農地のうち5.6ヘクタールを解消しております。そして、これらの取り組みは継続的に行うことが重要でありますので、本年の取り組みとしましても、8月27日に農地パトロールの出陣式を行っており、今後も継続的な調査による解消への指導、事業の活用を図り、耕作放棄地の再生に力を入れていきたいと考えております。

次に、人・農地プランの具体策との質問でございますが、8月末に、制度周知のための地域の担い手に向けた制度説明会を開催しております。今後は集落向けの説明会や農業経営の意向に関するアンケート調査を通じて制度の周知と理解を図り、プランの策定につなげていきたいと考えております。また、プラン策定を効果的に進めるためには、推進体制をしっかりと整える必要があるということございまして、現在、町や県、JAなどの関係機関が一体となった人・農地プラン推進プロジェクトチームをつくっており、そこで推進に向けた具体策を検討し進めております。

今後の具体的なスケジュールでございますが、9月下旬に、各集落の区長さんを対象とした制度説明会を行い、制度周知を図ります。10月には、住民の皆さんへの農業経営の移行に関するアンケート調査を行う予定としております。そして、アンケートの結果をもとに、11月にプラン作成の検討委員による検討会を行いまして、第1回目の人・農地プランの策定を行いたいと考えております。また、さきのアンケート結果を踏まえた地域内での話し合いも必要なことから、希望集落には随時個別に説明会に出向きましてプランの作成を推進し、平成25年度末までに新たな計画を追加していきながら、合計5回のプランの検討会を行いまして、南部町としての人・農地プランをつくり上げていきたいと思っております。

次に、TPPの御質問でございます。TPP協定については、農林水産分野のみならず、医療や福祉を含めた各種サービスの国境を越えての提供、政府調達、労働など、24に及ぶ交渉分野があるにもかかわらず、物品の関税を原則撤廃するという以外、国民に対する情報提供がほとんど行われておらず、どの分野にどのような影響があるのか明らかにされないということから、国

民的な議論が進んでいない状況でございます。

野田首相は、TPP交渉に参加している各国が日本に求めている要求や情報を国民に明らかにし、国民的議論を踏まえて、TPP交渉に参加するか否かの結論を出すということを繰り返し強調してこられております。しかし、ニュージーランド外務貿易省の交渉担当官が、TPP交渉そのものが秘密主義であることを表明するなど、その交渉の過程における提案内容や関連資料について、協定発効後4年間の守秘義務が課せられることが明らかになっております。交渉文書や各国の提案、関連資料を入手できるのは、政府当局者のほかは政府の国内協議に参加する者、文書の情報を検討する必要のある者、または情報を知らされる必要のある者に限られるということでございます。また、文書を入手しても、許可された者以外に開示することは認められていないということでございます。

一方で2011年9月に、アメリカ、シカゴで開催された第8回の全体会合において、米国だけでも幅広い業界の250団体以上が招致されて意見交換を行う機会を与えられております。このような機会は、現在、第13回まで行われている交渉に至るまで継続して設けられており、TPP交渉に参加することが、どれだけ多くの分野に影響を与えて、幅広い議論が必要となるかを間接的に証明をしていると言えると思います。しかしながら、我が国では、政府による情報開示が圧倒的に欠如しておりまして、首相が述べるところの国民的議論に資するだけの正確な事実に基づく多様な視点からの中立、公平な情報が少ないことは、この問題を考えるに当たっての大きな不安材料と言えます。

TPPについては、これまでも全国町村会での決議を通じて反対の意見を表明しておりますが、TPPに関し多くの懸念が示されている現状で、我が国における国民的議論と、その前提となる十分な情報提供がない中で、TPP交渉参加への拙速な判断を行うことは大きな疑問でありまして、政府に対して十分な情報開示を行うことと、国民的に十分な議論がなされないまま結論が押しつけられる懸念が残る秘密交渉に臨むことは厳に慎んでいただくように、改めて全国町村会を通じて要請をしていきたいと考えております。

次に、町政要望に対する調査、確認の手順でございます。具体的なスケジュールでございますが、町政要望につきましては、さきの6月議会でもお答えしましたとおり、平成19年から平成23年までの過去5年間に、町にいただいた要望は毎年400件前後で推移をしておりまして、その総数は、新規、継続合わせて1,953件でございます。この取りまとめにつきましては、地域振興協議会を通じて行っていただいております。

地域振興協議会並びに未加入集落に、町政に対する要望の取りまとめを御案内する時期は例年

8月でございます。これを受けて、振興協議会では各集落から要望を出していただき、現地確認の作業を経て、町へ提出いただくのが10月の末でございます。町では、いただいた要望をそれぞれの担当課に振り分けて、国や県が所轄するものは国や県に送り、その回答を求めます。町が所轄するものにつきましては、要望をいただいた年に実施できるものは、その旨、振興協議会と集落に御報告して、年度内に実施をいたします。要望をいただいた年度に予算がないものは、12月までに各担当課が次の年の予算を要求します。緊急を要するものについては、例外的に補正予算で対応する場合もございます。各振興協議会に対して、次の年度に実施するかどうかの回答は、国、県所管のものとおわせて、新年度の予算案が確定します2月から3月に行います。ただし、3月議会で予算の承認をいただいて、4月の新年度にならないと、いただいた要望を事業として実施することはできませんので、その旨は回答の際に御説明をいたしております。振興協未加入の集落につきましても、以上、説明したとおりの手順を経て回答をしております。

加えて、新年度の8月には、要望の実施や国、県からの回答などの進捗状況を中間報告として回答させていただいております。また、継続して要望いただいたものにつきましては、継続要望として管理し、毎年回答の際に実施の可否について、新規要望とおわせて回答しております。町政に対する要望につきましては、町民の皆様から回答や実施が遅いのではないかという声もお聞きすることがありますが、町が要望いただいてから現地の確認、予算づくり、国や県との調整などに加え、役所の予算と仕事が年度で区切られているために、町政に対する要望についての流れがこのようにならざるを得ないということを御理解いただきますようお願いいたします。また、町政に対する要望については、限られた予算の範囲内で効果的に実施することが求められております。その中でも、人命にかかわることや緊急性を要するものについては優先的に対応しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、住宅リフォーム制度の創設であります。雑賀議員には、これまでも幾度にわたり、住宅リフォーム助成制度の創設について御質問をいただいております。

これまでの町の施策の実績とのことでございますが、まず、鳥取県の環境にやさしい木の住まい事業を町独自に上乘せした事業として、森林保全と地域林業の振興を図るために創設した南部町産材活用家づくり促進事業は、残念ながら平成23年度の実績はなく、今年度についても今現在では申し込みはございません。住宅を新築される方にはぜひとも御検討をいただきたいと思っております。

次に、小規模工事等取扱制度については、昨年度は建設課が町営住宅の内装修繕に3件、48万4,000円、総務課が庁舎修繕工事に10万円、産業課が施設修繕等に6件、103万6,

000円、図書館が図書館修繕に5件、42万5,000円の、合計15件、204万4,000円となっております。また、今年度については、建設課が町営住宅の内装修繕に4件、108万円、総務課が庁舎修繕工事に25万4,000円、企画政策課が旧法勝寺高校修繕工事に22万9,000円、教育委員会が図書室エアコン工事等に3件、31万5,000円、合計9件で187万8,000円となっております。

次に、プレミアム商品券については、平成21年度4,400万、平成22年度、23年度も5,500万円を販売して大変好評をいただきました。本年度も5,500万円を販売中で、現在約4,000万円を販売しているところでございます。プレミアムが10%ついていますので、積極的に御利用いただきたいと思っております。

住宅リフォーム助成事業を実施されている自治体の事業目的は、地元の中小零細企業の支援と経済の活性化、個人消費の拡大を図るために行われております。また、緊急経済対策として行っているところもでございます。南部町で行っています、さきに説明した事業についても同じ目的で実施しております。幅広い対象で事業者、個人を支援し、地元の経済活性化の支援に役立っているものと思っております。

これまで御質問いただいた都度、御提案について消極的な回答で終始してまいりましたが、頭からは離れることはございませんで、いろいろな情報に関心を持って過ごしてまいりました。そのような中、初日に御報告を申しましたけれども、山形県の庄内町への視察で、新築住宅へ50万円の祝い金を支給して大きな経済効果を上げている状況を知りまして、現在、真剣に検討をしているところでございます。これは評判がよいので、県が上乗せ20万円を行って、合計70万円が支給されるものでありますが、地元の大工さんなどの施工が条件となっており、果たして南部町で対応できるのかといった課題がございます。商品券での支援はどうかといった意見もございました。このような施策を実施するに当たっては、住宅団地構想などとともに、若者定住施策をパッケージで提案して行った方がより効果があるのではないかと考えております。

たびたび質問いただきながら、我が任期中に実現の運びには至らず申しわけなく思っておりますけれども、次期の町政の課題として引き継いでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ順次、再質問させていただきます。

まず、町長も従来、農業は南部町の基幹産業であるということは、お互い認識は同じにするところでございます。そこで、前回6月にも、今回なぜこの質問を前回もし、また今回もしたかと

いうと、前回町長、先ほども私、壇上でも申し上げましたが、戸別補償制度、それから中山間地、それから農地・水保全管理制度、確かにこれ、私も評価をしております。ですから、いろいろと活動を続けて、当初からやってきております。

そこで、戸別所得補償制度、確かに10アール当たり1万5,000円入りますが、先ほど言いましたように、これは全然保障された恒久的なものではございません。今、民主党政権でやっておりますが、自民党はばらまきだということで、これはやめるべきだということで言っております。なぜこれやめるべきかということは、やっぱり保障がされてないからだと、将来的にということでございます。6月議会でも申し上げましたが、やはり農業に対して一番所得を保障していくのは、米価の価格が、これをきちんと保障することが、これは農業は何年たっても、100年たっても200年たっても、私はなくなることはないと思っております。ですから、これをきちんと保障さえすれば、やはり農業は維持して続いていくのではないかといいぐあいに考えております。

前回、町長は、農業生産で、県が生産費が、農業収入が11万円、それから費用が13万円ということで、約2万5,000円の差がある、これに対して1万5,000円の所得が10アール当たりあるんで、約6,000円、7割が補てんできてるということですけども、それを差し引いてみれば、あと6,000円というのは赤字になるという計算になりますので、これ幾らやっても、やればやるほど赤字になるという、計算上はなと思いますので、そこで農業所得が約70万から80万円ということの答弁もございました。

それで、農業所得ですので、今、認定農業者で農業所得を大体350万円程度に設定がされております。農業所得ですので、所得を350万円ぐらい上げようと思えば、今、私が言ったとおり、やればやるほど赤字になれば、いつになったら350万円の農業所得になるかなと逆に疑問を感じるんですが、その辺、町長、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。やればやるだけ赤字になるということで、なかなかこの答弁も難しいわけでございますけれども、先ほど申し上げたような認定農業者や、あるいは大規模農家といった皆様方に政策的な経費をある程度集中をしていきまして、これは個別の所得の話ばかりではなくて、南部町の農地をいかに守って後へつないでいくかということも大切でございます。そういう施策を通じてやっておるところでございます。

それと、確かにおっしゃるように、農家の所得を保障するために米価というものをもっと高くしていくということが求められるわけですけども、米価そのものが、御案内のように非常に安



い、それから、求めればもっとおいしくて安いお米が海外からでも手に入るというような自由貿易競争の中での施策でありますから、おのずと打てる施策というのは限界があるのではないかと。2反、3反つくっている農家のお米も、あるいは10町、20町つくって、それで生計を立てておられる農家のお米も、お米については同額ということになれば、やっぱりその部分は、所得の面からいえば、それを同一にして施策をやりますと、きっと私は大きなむだというようなことも出てくるのではないかとこのように思うわけです。したがって、米価の部分については一定の所得保障もしながら、ある程度の自由競争ということもこれは必要ではないかというように思います。必要というか、そういう市場にさらされておるわけでありまして、所得を米価だけに求めずに、ちょっとほかの観点から農家所得というようなことを考えていかないと、きっとこの施策というのはいかにいいかというのではないかなというように思っております。

法定をすれば間違いなくその所得が保障されるようなものでございますけれども、現在はいろいろな政治の状況の中で、予算措置でこの制度を運用しておるとございまして、農林水産省の担当の方に言わせると、壊されたくないということを言っておりました。下手に法案として出して、この所得補償制度を壊されたくない。農林水産省としては久々に農家に評判のいい農政でありまして、政治の道具にあんまりされたくないというような意見を持っておられる官僚の方がおられまして、何となくその辺が本音ではないかなと。安定した政権のもとで安定した農業施策と、特にこの所得補償制度を法定化したいという気持ちをお持ちのようございまして、以上です。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町長も、この制度についてはいろいろ問題があるということ、それと、先ほど言いましたように、制度的に固定したもんじゃないということで、先々は不安だということ、政治の道具には使われたくない。やはり昔から農家というのは、たとえ、よく私、話聞くんですが、農業はやっても赤字なんで、勤めながらしないと農業がやっていけないということ。ということは、勤めながらやっていかないとなぜやっていけないかということは、農業所得が上がらないからということで、逆に言えば、給料からそっちの、よく話で、農協に給料から持っていかないと、何しちょうだいわからんというようなことをよく聞くんです、農家の方からね、確かにそれ本音だと思います。私も農協に勤めてましたんで、いろいろと入ってきますので、それよく実態わかります。ですから、やはり、たとえ先ほど町長が言われましたように、2反、3反のものも、それから5町、6町のものも、それはそれだけのものなので、そこでどうするかということになれば、やはり米価が安定して、そんなべらぼうに高い金額では、また今

の競争原理で売れないということも考えられますので、その辺のことも考えないけんというぐあいに思っております。

それで、先ほど支援事業のところ、いろいろと町も国、県の事業に乗りながらということ、でございますけれども、この国、県の支援事業というのは、国、県の支援事業があるというのは、町も幾らかの必ず、例えば国が2分の1、県が4分の1、プラス町が必ず出さないけん、それはもう義務的な費用だと思います、義務的に。それから、やめたけん、やめれば国、県も出しませんので、これはもう、言えば、義務的に出さないけん経費だと思います。それ以上に、私が申し上げているのは、これプラスアルファ幾らで、町長はいろいろな事業をやっているとされますけれども、現実見ますと非常に、幾ら南西伯等でマコモタケとかいろいろなことをやっておられますけれども、それについて、私、ちょっと聞き取りのときに、どれくらいの効果があるかということ聞いておりますけれども、産業課長、その辺については何か具体的な数字は上がっておるかどうか、私聞いたと思うんですが、上がっておりませんかでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。いろいろの支援事業を行って、地域と農業を応援をしておるところでございますが、具体的な数字というものは、こちらの方には上がってはきておりませんが、しかし、例えば具体を少しお話をさせていただきますが、町長答弁にもありましたように、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業、これによりまして、この機械導入を機に、集積面積が集落のほぼ全体に広がって農地を守っていく担い手組織として発展をしていくと、こういうような数字にあらわれないこういったものがあります。

それと集積面積ですが、具体の数字ではありませんけれども、それぞれの組織も2割から3割、集積の面積が向上をしております。さらには、地域の組織が農地を守る、それだけ地域力が結束をして集落機能の維持につながっていると。こういうような数字にはあらわれない、もっと農業の本当に大事な根幹の部分、そういったところに、非常にいい意味での効果が十分にもたらされているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、答弁で、数字にあらわれないということですが、数字にあらわれないと、やはりやってる者は元気も出ませんし、じゃあ例えば、マコモタケを例に出して悪いんですけども、つくって、例えば収入がどれくらい上がったんだということのやはり目標値、目標値がないと、じゃあマコモタケをつくって、よく昔から言いました、何々をつくってハワイに行こうとか、そうすればお母さん方も非常に元気を出して、じゃあ100万もうかった

んで、10万でハワイに行こうとか、そういう目標があれば、みんな人間一緒なんで、元気が出るんじゃないかと思えますので、やはりそういう例えば施策で数字にあらわれないということですけれども、例えば何をつくって、目標値ですね、それを町としてもやはり、例えばこれなら50万つくって収入になれば5万になるんだよとか、そういうようなところを今後検討をしていたきたいというぐあいに思いますが、その辺の考えはありませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 町の独自の支援事業といたしまして、汗かく農業者、それからじげの職人支援事業、これは町の独自の事業でございます。これにつきましては、小規模農家を支援をするという形なんです、月に3万から4万円の所得の向上を、これを目的にして御案内をさせていただいております。それと、あわせてこういった支援をさせていただくことによって、先ほど米価のお話がありましたが、米の直販の取り組みが進んできております。これによって、JA出荷よりも利益率が向上していると。ちなみにJA出荷ですと30キロ6,500円程度ですが、直販だと30キロ7,500円、こういうような具体の数字も手元には届いております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ぜひとも、町、JAとタイアップして、農家が元気が出る施策をお願いしたいというぐあいに思います。

次に、耕作放棄地の再生計画でございますが、8月27日に農業委員会が主体となって農政パトロールをしたということでございますが、23年度、15.4ヘクタールのうち5.6ですから、まだ約10ヘクタール残っているという、計算上なります。

ただ私が心配いたしますのは、今までずっとやってきて、ある程度、遊休農地にしても耕作放棄地にしても、まずできるところからやってきておるんじゃないかというぐあいに思っております。せっかく、これは遊休農地対策でも、利用権設定を6年しないと補助がもらえないということになっておりますので、6年間は私もするように契約を結んでいるんですが、やはりせっかくして、そこを今度いかに維持をしていくかというのが非常に問題になるんじゃないかと思えます。耕作放棄地というのは非常に荒れた土地で、非常に便利の悪いところが残っているというぐあいに思います。ですから、そういうところをいかにして今後、先ほど言いましたように、そういうところを利用して、そういう小規模でも小さいものでもできるような施策を、やはり町としても考えていただければというぐあいに思います。

それと次、人・農地プランでございますが、前回説明会がありまして、具体的に説明は聞いた

んですが、やはり人・農地プランも、認定農業者も伸び悩み、それから、なぜ伸び悩むかということも考えないといけないというぐあいに思います。というのは、やはりこういう、いいプランというかどうかわかりませんが、いいプランにするかどうかはまた今後の問題ではないかというぐあいに思います。

なぜこれがなかなか進行しないかということ、やはり農業がもうからないからということの一言に尽きるんじゃないかというぐあいに思いますので、ぜひとも人・農地プランを有効利用していただいて、いい制度に、先ほどは県とJAとそれから町でしたかいね、それと一緒にプロジェクチームをつくってるといことでございますけれども、ぜひともこれに農事法人の代表の方等も、やはり現場の実際にやっておる者の意見も聞きながら、そのプロジェクトチームに加えていただいて、その意見も聞きながら施策をやっていただければなというぐあいに聞いておりました。

それとですね、ちょっと人・農地プランについては、早いところではもう去年の4月から活動して、ことしには現実問題、動いているということもございします。確かに、このごろ新聞を見ますと、毎回のように入・農地プラン、人・農地プランということが出てるんですよ。これは日本農業新聞なんですが、それから町長のあれしとられる農業共済新聞にも、このことはもう、このごろはTPPよりもこっちの方がたくさん出るようなあれですので、非常に農地プランというのは、魅力があるかどうかはやり方次第だというぐあいに思いますが、ぜひともこの人・農地プランについても、中身のある人・農地プランにしていきたいというぐあいに思っております。

それから、次のTPP問題ですけども、これは6月の3日に、私の要望というかお願いしましたら、町長が快くTPP問題のシンポジウムを開いていただきまして、まずは成功じゃなかったかというぐあいに思っております。ただ、先ほど言いましたように、今、政府は、もう国会は終わったんですが、解散とかいろんな問題で、何かもうTPP問題がかすんでしまって、TPP問題は終わったかなというような一般的にはイメージを受けておりますが、やはり多分、今度はまたTPP問題が争点になるのではないかなというぐあいに思っております。

実際スケジュール的にも、どうもそのような方向で進むように書いております。まず9月に、予定として、今ありましたAPECの問題、それから国連総会、いろんなところで、これは日本海新聞なんですが、どうもアメリカの大統領選挙もこれに絡んでるじゃないかと言われております。それと、11月のこれが済めば、また本格的にTPP問題が浮上してくるのではないかというぐあいに思っておりますので、ぜひとも町長、先ほど言われましたように、この秘密交渉、それから情報開示もせずに、何もわからないうちに交渉が進んでいるということのないように、再

度、全国町村会でもよろしくお願ひしたいというぐあいに思います。いい回答をいただきまして、ありがとうございます。

次に、町政要望の調査、確認スケジュールでございますけども、これも前回質問いたしました。私がなぜこの質問をしたかという、先ほども言われましたように、8月に要望を取りまとめ、10月に町に届いて、大体2月、3月には一応回答するというスケジュールというぐあいに伺っております。

その中で、町長の回答の仕方、新年度の予算案が確定します2月から3月に行いますというぐあいに回答されております、前回。ということは、それは確かに、予算の執行は3月議会を経て4月にならないとできんと思っておりますけども、もう2月、3月には予算の要求もあって、大体幾らぐらいの予算査定が多分できてるんじゃないかというぐあいに私は思います。その中での予算査定の中ですので、ちょっとこれ聞いてみたいんですが、10月末に町に出てから、予算の要望に対してまでの調査等についてはどのようにされているか、企画室長、町長、それどっちがいいですかわかりませんが、お聞きしたいというぐあいに思います。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。10月末までに各協議会からちょうだいしました要望につきましては、それぞれ担当課がございますので、それぞれの担当課の方でそれを受けまして、具体的に現場があるものが多いものですから、各現場を協議会の皆さん、それから地元の集落等、地元の皆さんと調査をいたしまして、それからその後、具体的に予算に反映していくということになります。積算ですとか設計というものが伴うものもございますので、年内に予算案を提出して査定を経るということでございます。その査定を経た結果、おおむねですが、まだ議会の承認を得ていないものではあります、というお断りをしつつ、各協議会の方に回答させていただく時期が2月から3月にかけてということでございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、要望が出てから調査をして確認をして、ある程度予算、どれぐらいかかるかということが把握してないと予算要望もできないというぐあいに私は思います。ということは、予算要望ができて、予算査定があれば、そこである程度、今年度、大体できる見込みとかなんというのは、2月、3月には回答はできないものでしょうか、それちょっと教えてください。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 2月ないし3月の回答では、そのようにできますとかできませんとか、それからもう一つ、町の方ではどうにもならん部分がございます。具体的にこれは国や県に要望するというようなことで回答しております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、2月、3月に回答もらっても何もならんということに、何もわからんもんで、要望出しても、できるかできないかわからんものの回答もらっても何もならないというのが、ことしの24年度の結果として現状ではないかと思います。

というのが、2月、3月の要望書は、回答そうなんって言ってるんです。それで、結果……（「次年度の要望書、次年度の要望だよ」と呼ぶ者あり）要望出しても何もなりませんので、じゃあ逆に聞きますが、そういうことの、例えば今年度の予算内でできるか次年度に回るかというのは、回答は何月ごろにできるでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。最初のところに返りますが、10月末で要望いただきますもの、これは次の年の予算に反映させるものでございます。その年には予算がございませんので、そこは御理解ください。それから、先ほど申し上げましたとおり、それを10月末までにちょうだいしました要望について、予算をつくって、予算を提出して査定を受けてということで、2月ないし3月に、できますとか困難ですとかいうような形で回答させていただいておりますので、実際にやるかどうかかわからんというのは、ちょっと意味がわかりませんですけども。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、この回答書を読みたいと思います。各地域振興協議会に対しての、次の年度に実施するかどうかの回答は、国や県所管のものとあわせて、新年度の予算案が確定します2月から3月に行いますと。実施するかどうかの回答はって書いてあるで、ちゃんと。今の話を聞けば、まだ2月、3月じゃわからないというような回答で、ちゃんとここに回答されてるんじゃないですか、実施するかどうかと回答するって言われてるんですよ、ちゃんと。これはうそなんですか、じゃあ回答は。次年度って言った、一番最初、次年度。次年度の事業を実施するかどうかの回答は新年度に、じゃあ新年度の予算案は2月、3月でしょう、確定するのは。そのときに実施できるかどうかというのは回答できないんですか。だって、これに書いてあるで、ちゃんと、するって。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 再度、申し上げますが、ことしの10月までにちょうだいするものは、平成25年度、次年度の事業に対しての要望でございますので、それを2月ないし3月に回答するというので、議員がおっしゃってることであります。そのように今、ずっと申し上げてまいったつもりでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この回答は、24年度事業に対する回答なんですよ。ですから、今年度の事業に、いつでもずっと年度は一緒なんで、今で言えば、例えば今、8月末にこれから取りまとめようとしています。それ10月末で、来年の2月、3月にはするかどうかの回答はできるんですか。来年度ですよ、できますか。（「25年度」と呼ぶ者あり）25年、できますか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 25年度要望については、この8月に各協議会に取りまとめについてお願いしております。これのできる、できないということについては、新年の、まだ24年度中でございますけど……（「25年だがん」と呼ぶ者あり）25年の2月ないし3月にできる、できないの回答するという、このローテーションですずっとやってまいっておりますんで、ということでございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、なぜ24年度はそういう回答ができてないんですか。ずっと24年度も、これ2月の24日に出してるというぐあいには前回回答されました。じゃあ、予算を見て検討するという回答です、2月に出されたものが。ですから、私、聞いてるんですよ。なぜ、聞いてるかと思ったら、そういう回答をされているから聞いてるんですよ。じゃあ、この2月、3月にそういう予算の範囲内でやります、そういうことを言われますから、ちゃんと次年度が2月、3月に回答ができますかということを私は聞いてるんです。

それで、今回は、どうも聞くところによると、また8月ですか、9月に区長に説明会、24年度のこれについての最終説明があるというふうに聞いておりますが、それ、本当ですか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） わかりました。確かにそういうふうに予算の範囲内で対応するというふうにお答えした事案もございます。これは、担当課の方に確認して、また会長さん方のお話し合いの中でも、するかどうかわからんのではないかという御指摘もちょうだいしておりますが、これに幾ら、これに幾らということではなくて、例えば修繕なら修繕、土木系の事業でいいますと修繕なら修繕でこれだけの予算がある、その中で優先順位を決めて実施していくん

で、果たしてそこまで御要望がいただいたものまで年度中に到達するかどうか分からないという趣旨で、そういうお答えをしたということでございますけども、担当課としては、もちろん我々もそうでございますけど、できるだけ御要望におこたえしたいというのが心情でございます、正直なところ。だめですと言うことは、なかなか担当課長以下職員としても申し上げにくいとこありまして、やむなくそのような回答の仕方をしましたけども、以後はもう少し具体的にわかりやすくということを中心にというふうに内部で確認しております。

それからもう1点、9月に回答ということございましたけども、これは要望について具体的に、当初予算でついたものがちょっと少な目だったもんですから、このたびの9月補正でそのちょうどいした要望をなるべく多く、要望におこたえするように事業を組んで、そのための補正予算を今回の議会に提出させていただいております。そのことのできます、できませんの回答をいたしますので、補正予算につきましてはどうかよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 確かに今回、道路修繕とかなんとかが植樹祭の関係で補正予算が組んであります。それとは別に、通常の予算で、これからじゃあ新しい回答をされたんですか。予算の範囲内ですととか、今年度では予算がないので、できますか、できませんというような回答はされたんですか、もう。

そのことと、もう一つ確認をしておきます。次年度の事業についての、ですからこれ新年度ですよね。ですから、来年度、25年度の事業についての回答については、2月から3月に行いますとありますが、それについては、ですからこれの回答されたかどうかということと、このことの確認をしたいと思いますが、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 最初のお尋ねにつきましてですが、回答をしたかということで、まず、最初にことしの2月に1回、回答をしておりますが、この8月に中間でどのぐらい進んだかという進捗状況の報告、実施したものもたくさんございますけども、今こういうふうに進んでますという進捗状況の報告を申し上げております。

それから、ことし10月にいただく要望につきましては、また年がかわった25年の2月ないし3月に実施、またはちょっと難しいですというような回答をさせていただく予定でございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、その確認がしたかったんですよ。結局、今、9月になって、



もうあと24年度も終わろうとしてるんで、町内の方から一体いつしてごすんだと、正式な回答がないんで、いつしてくれるんだというような声を聞くもんですから、じゃあ、どうなってるんでしょうかということを確認したかったんですよ。ですから、この回答でいえば、2月、3月にできる、できない。例えば、これは予算がつきそうにないから、例えば25年ではできないけど、26年、次年度以降になるよというような回答の仕方をしてほしいんです、2月、3月にね、もう。今、進捗状況じゃなくして、これに対しての回答が私は本当は欲しいんですけども、半ばが済んで、もうすぐ次年度になりそうとして、もう次の要望事項が出そうとなってるんで、それをきちんとした、皆さんに早くするというのを望んでおきたいというぐあいに思います。

それと、次、住宅リフォーム助成制度の創設でございますが、私もこの問題を何回となく取り上げてまいりました。まあ、いろいろと最初は町長も勉強をしてるんで、もうちょっと待てとは言われませんでした、やる気はないという明確な答弁を3月まではいただいておりました。私が、町長が税金を使うのはいかがかと思うんぞと言ったら、私がいろんな例を挙げましたら、それはちょっとというような答弁もございました。けども、今回やっとですね、私としてはこれで、町長は自分の任期中にはいい回答ができなかったけども、次期以降の町政に引き継ぎになるのか、引き続きされるのかわかりませんが、どっちになっても今、町長が答弁されましたんで、このことについてはいい方向で検討がしていただけるものじゃないかというぐあいに考えております。

なぜというと、商品券とかそういうものは、例えば4,400万、5,500万、例えば、商品券が100万なら100万の経済効果しかありませんが、この住宅リフォーム助成制度は、ずっと前にも申し上げましたが、100万の住宅リフォーム助成制度をすれば大体、数倍、多いところでは10倍ぐらい、300万の、例えば30万なら10倍で300万、例えばこれが商品券みたいに5,500万のあれをすれば、10倍になれば5億5,000万の経済効果があるというぐあいになりますので、そのものはそのものの金額しか経済効果がありませんけれども、この住宅リフォーム助成制度は、やはり非常に経済効果が大きいということで、ぜひともこの制度をつくって、町長選挙に出られると表明されておりますので、マニフェストにでも記入していただいて、ぜひともこの住宅リフォーム制度の、私の念願でありますこの住宅リフォーム制度の助成制度をつくっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住宅リフォーム制度について、従来、いろいろ御要望をいただきながら、なかなかいい回答をしなかったその一つの理由に、いわゆる日常的な維持

管理といったような部分ですね。ふすまの張りかえだとか、障子紙の張りかえだとか、これはいけないというわけではございませんけれども、そういうものが含まれておるように伺いましたので、私はそういうことは全く考えておりませんという意味合いで答弁を続けてまいりました。

ただ、今回は、庄内町の分は新築なんですよ、新築。新築の住宅に50万円の補助をすると。非常に評判がよくて、県があと20万円上乘せしてやろうということになって70万になったという話であります。ただ、これは地元の大工さんを使うというのが条件になっておるようでございまして、これは大いに考えてみるべきだなというように感じたわけであります。

したがって、一時的に、例えば災害が起きたりしたときに、国も一時的には支援をすることをおっしゃっております。それから、今、県の方でも基金を積んで、万一のときには一時的な住宅復興に支援をしようということになっておりまして、そういう流れがありますので、私は修繕のようなたびたびではなくて、一時的なそういう住宅再建、改築といったようなことに、祝金の意味合いで支援ができないのかなということをお考えのわけでありまして、今も障子やふすま張りかえたり、そういう壁の塗りかえや、そういうことにまで支援をしていく、広げていくというような意味合いでは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。改築というような大きな投資に、祝い金といった名目で支援をするのはいかがなものかなということで、参考にさせていただきたいというぐあいに考えております。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は1時30分であります。

午後0時29分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 皆さん、こんにちは。9番、細田でございます。

議長から一般質問の許可をいただきましたので、させていただきます。

初めて1問しかいたしません。簡単だと思って、簡単なようで簡単じゃないやな気がいたします。あいのわ銀行一本でございます。

このあいのわ銀行というのが我が町の特徴のある取り組みでありました。これは、坂本町長が初めて当選された、たしか平成7年、町長当選以来、福祉の町づくりをするということで、あいのわ銀行というのを創設されました。全町に説明に歩かれ、これが実施されておられます。以後、平成12年に介護保険制度が始まる前までは、このあいのわ銀行の利用者、また受託者、すごい勢いで伸びておりました。また、全国からもこのあいのわ銀行について、視察も参っておりました。

これが平成12年、介護保険制度が始まりまして、いろいろなあいのわ銀行でしておりましたサービスというか、そういう事業がほとんど介護保険と一致しておりまして、介護保険事業に移管するようになりました。急速にそういうことが今度は、自分やちが介護ボランティアで一生懸命やっておったのが、もう一事業者、介護保険の事業者全部それが、サービスが移行しまして、あいのわ銀行自体が急速にこの福祉事業から撤退じゃないですけど、減少になりました。途中でこの福祉事業に限らず、すべていろいろなことでも使えるように門戸は広げられました。けども、実態は、やっぱり町民の皆さんはこの福祉事業というのが、やっぱ、あいのわというのでイコール、そのように結びついておりました。

現実に、介護保険がどんどん進みまして、いろいろな福祉事業が介護保険事業に移行しまして、今までやっていたのができなくなったのが現実であります。けども、介護保険が平成12年に始まりまして、今まで4回の改正がございました。最初は、平成12年のときは走りながら、また転びながらでも介護保険制度を充実していくというこの制度でございましたが、やっているうちに前回の改正から今回の改正に至るまで、だんだんと私たちが住んでおります鳥取県、また中山間地域を扱っております私たち、高齢化率がだんだん高くなっております私たち、また人口減少、少子化に基づきまして、高齢化率が高く、今は30%になっております。それと同時に、少子化も始まっております。この中で、この介護保険制度を改正、改正で今、第4期目でやっていますが、中身を見ますと何か実情に合わないな、私たちが住んでいるこの鳥取県、また南部町の高齢者実態と国が進めているこの介護保険福祉事業、高齢者施策が何かずれてるような気がいたしました。

これが今回の改正に実にあられております。24時間見守り体制、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能施設等、たくさん制度ができました。これを我が町、また鳥取県に置きかえましたならば、この中山間地域にはどうしても合わない。これが皆さんも御存じのように、今それができているのは、米子市、倉吉市、鳥取市、要は沿岸部だけなんです。この私たちが抱えている中山間地域、また鳥取県には何か合わないね。県の課長と、また高齢者施策と厚労省等にも相談いたしました。おかしいと。聞いてみましたら、この高齢化率がこれからどんどん進むのは大都会な

んです。東京、神奈川、大阪、横浜、これらが、こちらの方がこれから高齢化が進んできて大変だということは、私たちはもう10年前にこれを乗り切ってきたんだと。今は進んでいるのは、都会の高齢者施策と、だからおかしいな、合わないなって思っていました。

つい最近、そのことについて、鳥取県が高齢者の元気福祉プラン、平成24年から26年度の3年間ですね、をつくりました。この中にキャッチフレーズは、「～みんなでやらいや「とっとり福祉のまちづくり」～」、これがキャッチフレーズであります。ここにみんなでやらいやっていうのがあったんです。それは、この冒頭に平井知事が言うておりました。鳥取県は、昭和60年をピークに人口が減少しております。また、65歳以上の高齢者人口は、平成22年には15万人を超えましたと。人口の26%に達して、全国と比較しても高齢化が鳥取県は全国より10年先、進んでいるということ。それで、いろんな政策を今、鳥取県がすれば、これが成功すれば、全国の取り組みのモデルになる。これが、県は介護保険や高齢者福祉の施策は地域の方向に向いていると。地域主権は国が言うておられます。私たちが振興区をつくっております。地域のことは地域で決める、そういうことから地域のために何をすべきか、何ができるのか考え、具体的な行動を起こすことが大事だと、知事は冒頭、巻頭言に述べておられます。この中に地域のきずなというのが社会の中で機能し、しっかりとした土台となり、高齢者や障がい者の生活を支えていくことが重要であると気づきましたと、知事は言っとられました。

これはどこで気づいたというのは、平成22年の豪雪、ありましたね、鳥取県に。そのときに、あの国道がとまったときです。また、山陰線がとまったときです。地域住民の方が炊き出ししたりして、みんなが支えた。こういう土壌がある。鳥取県にはある。また、我が南部町には、平成7年からあいのわ銀行というみんなで支え合える組織をつくった。そういう土壌があります。

知事は、人口減少や高齢化は現状のままでいけば、さらに激しくなります。高齢者一人一人が健康を維持し、地域の支え合い活動に積極的に参加する中長期的な対策として、子育て施策を推進すること等を通じて、魅力ある鳥取県を築くことができれば、高齢社会を乗り越えることが可能だと信じております。知事はこのように言うておられます。これと同じように、我が町も同じことが起きております。

私もいろんな高齢者に会ってます。高齢者の方は言うておられました。今後、不安であると、この地域で暮らす、大変不安である。この人やちをぜひ地域で、みんなで守ってあげたいという気持ちが起きました。それには、介護保険制度、医療制度、また保険制度を駆使して、そのお年寄りが地域で暮らし続けるという大前提のもとでこれを行わなければならない、施策を行わなきゃいけないということを県の人と一緒に協賛いたしました。

県は、鳥取バージョンをつくろうや、言われました。今、その鳥取バージョンをどんどん進めております。我が町もこの鳥取バージョンにのっとってやれば、日本をリードする、また福祉の町、南部町になる気がいたします。それは、土壤にボランティア精神のあるあいのわ銀行があるからなんです。

高齢者がなぜ不安なんだと。私、勉強いたしました。一つは、やっぱり所得なんです。高齢者の所得。鳥取県の場合、厚生年金と国民年金の平均で月8万4,000円と、全国平均よりも6%低いというのが現状なんです。国民年金は、全国平均で月5万4,000円です。鳥取県は、月5万6,000円と平均より高くなっていますが、これは国民年金の保険料納付率が高いものだということだそうです。一方、厚生年金は、全国平均で月15万7,000円です。鳥取県は、月13万3,000円と約2万円低いんです。年金受給額を見ると、鳥取県の高齢者は全国よりも低い水準にあるということが実態でわかったんです。

もう一つ注目したいのは、高齢化率は30%になりました。これは、全国平均、上から30番目ぐらいだったかな、47都道府県で。そのような状態で、また昔は一世帯の中におじいちゃん、おばあちゃん、私、子供と3世帯ぐらいおったんです。今、それが少なくなって、単独の高齢者が、独居高齢者が増加しつつある。これも鳥取県、また南部町にも言われることです。これの人やちをどんなんして救って助けてやっていくか、こういうことが喫緊の課題になっておりました。

県がこれについて、私たちの南部町のあいのわ銀行を私、ぱくったんじゃないか、まねしたんじゃないかと思ったんですけど、介護支援ボランティア制度の導入促進ということを行いました。これは、介護支援ボランティア制度は、高齢者が社会貢献のために介護保険施設や独居高齢者へ見守り等でボランティア活動を行うことで、高齢者の生きがい増進や介護予防を図るとともに、活動した時間数によりポイントが付与され、介護保険料の一部として実質的に相殺が可能となる制度ですと。県は、市町村が介護支援ボランティア制度の導入を進めていくような働きかけを行っていきます、このように県は述べております。まだこれが私の耳に、我が町も他町でもやらないけんということは聞いておりません。我が町にはあいのわ銀行があります。このあいのわ銀行と、この県が進めておる介護ボランティア制度というのは、ここから私、出発したんじゃないかと思うんですけども、これをどのようにして今後、発展させるのか、大きなかぎがここにあると思います。今後、私たちが住んでるこの南部町、中山間地域、高齢化率が30%になるところ、また独居高齢者がたくさんなるところ、それと同時に子供が、生産者人口が少ない。昔は、高齢者を胴上げ方式で、10人か20人で1人の高齢者を助けてまいっておりました。今は騎馬戦型で、3人に1人の割合で高齢者施策を行っております。今後、この騎馬戦が肩車方式になる、

こういうことになれば、若い人もとってまもったもんじゃないと思います。

いま一度、私はこの南部町、ぜひとも胴上げ方式にまた持っていきたい。それは、私は地域だと思います。地域にそういう地域力、また住民力が復活すれば、これは私は可能になろうと思います。このような背景がございました。我が町が進めております、先見的に。また町長が初めて町長になったとき、福祉のまちづくり、言われました。その基盤になってるのがあいのわ銀行でございます。このあいのわ銀行を今後、どのようにされるのか、また県が進めている介護支援ボランティア制度とどのように関連されるのか、ひとつ壇上からでございますがお伺いして、自席から再質問させていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問に答えてまいります。

あいのわ銀行事業は、地域住民の方々が、お互いに助け合い、みんなが幸せで安心して暮らせるまちづくりを目指しまして、平成8年度より旧西伯町で発足いたしております。

福祉サービスやボランティア活動をした人の労力を、賃金ではなくて点数であいのわ銀行に積み立てるというものでございます。

サービスの内容といたしましては、食事、洗濯、買い物、通院や外出の付き添いなどございます。

会員の種類でございますけれども、1対1でボランティア活動を行う協力会員、団体でボランティア活動を行う記録会員、サービスを利用する利用会員、活動の趣旨に賛同し会費を納める賛助会員の合計4種類でございます。

利用会員の登録をされますと、100点基礎点数として付与されましてサービスを利用できますけれども、点数がなくなりますと1時間100円の利用料をお支払いいただきます。

制度発足後、16年間で延べ2万7,659件、3万6,779名のボランティア活動を推進してまいりました。

平成24年3月末時点で、協力会員が715名、記録会員が1,094名、賛助会員2名の合計1,800名余りが現在ボランティア登録をされております。また、利用会員は142名が登録されております。

制度が発足してから16年が経過し、その間、制度の見直しを行い、1対1で行うサービスをする場合のみを預託点数とし、将来サービスを必要とするときに利用できますけれども、それ以外の活動は記録点数のみという形に変更をしたために、利用点数、預託点数ともに実績が減少いたしました。

現状の課題としては、預託活動、旧会見側でこのあいのわ銀行の認知度が低い、介護部門との調整がとりにくい、サービス内容に制限があり利用しにくい、コーディネート業務の難しさがある。記録活動でございますが、ボランティアグループの活動は安定しているが、個人活動の報告は出にくい、点数がたまってその分で将来サービスを受けられないので、報告まではいいわとの声を聞くなどが上がっております。

時代が必要として立ち上げたあいのわ銀行でございますけれども、平成12年から介護保険制度が始まったこと、道路運送法の改正で移送サービスができなくなったことなどに十分な対応がとれておりませんでした。

しかし、今後やってくる超高齢社会は、介護保険制度のみでは支え切れないことは明白でございます。第5期介護保険計画では、介護保険料が月額4,850円と県内では2番目に低い料金となりましたが、1万円を超えるのもそう遠くはないと思います。そうならないためにも、このあいのわ銀行制度を見直して、介護保険制度との併用が可能となるものにして、保険料の抑制と安定運営につなげたいと考えます。

ボランティアの力、地域の力は、高齢社会を支える有力な資源であることは間違いありません。振興協議会を立ち上げ、地域力が向上して、困った人を支援していく輪も広がっております。ボランティア団体の活動で、ちょっとしたことならあいのわ銀行に報告せずにどんどん活動されている実態もございます。介護申請をされる方の理由で、炊事や買い物に行くのがえらくなったから申請しますと、来られる方もおられます。私が町長になったときに立ち上げましたこのあいのわ銀行が、介護保険分野にどんどん取ってかわれば、その改善策となるわけであります。いま一度、当時の思いに立ち返って、あいのわ銀行を再構築していきたいと考えます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長から力強い言葉いただきました。再構築を行っていく。ぜひともこれをしていただければ、今おられる高齢者が本当にこのまま不安であるというのが切実な声でありました。今、実際に、特に米子等にどんどんできております高齢者専用賃貸住宅、また特定施設、有料老人ホーム等ですが、これらの利用負担はほとんど15万円以上なんです。今、所得の実態を言いましたように、本当に高齢者の方、特に国民年金の方、私は6万円だと思っとったら5万4,000円。5万4,000円しかいただかない、そこから介護保険料、国民保険料、高齢者医療ですね、引かれたら本当に5万円か4万何ぼしか残らない。私たちはここで死ねということか。要は、そういうところに入れる方は、どんどんその制度を使って入っても

らえばいいです。けども、そのはざまにある方、入りたいけども入れない、この実態、現実をぜひとも考えてもらわないけんと。今、介護保険制度との併用を可能にしたいって言われました。これをぜひともしていただきたいと思います。

一つ伺いますが、今、県が進めてる介護ボランティア、介護支援ボランティア制度ですが、市町村について、これについての何か問い合わせが来ておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 現在、日南町の方でモデル事業で実施されてることは聞いております。取り組みについても申請すればできると思いますけども、南部町の方では申請はしておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かに実際そうなんです。日南町で今、モデル事業やってるようでございますが、うちは、我が町は、この県が始めています介護支援ボランティア制度、この根幹はあいのわ銀行なんです。みんなで支え合う、これしか、あとは地域の福祉は守れないっていうのがこれなんです。要は、地域福祉、地域医療を守るには、このあいのわ銀行の再構築しかありません。私たちが元祖介護支援ボランティアなんです。これ、一番ネックになってるというか問題になってるのが、介護保険制度との絡みなんです。やれていることが一緒なんです。それをどのようにやっていくか、ここが整理ができれば、そういう土壌がありますので、私は地域福祉、地域医療が、完璧じゃないかもしれませんが、その地域に住んでおられるお年寄りを守るような気がいたしますが、町長、何か名案はお持ちじゃないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この介護保険制度が平成12年にスタートいたしまして、さまざまなサービスがこの保険給付という形で行われるようになったわけでありまして、したがって、従来、在宅で介護が必要な方に銀行制度としてサービスを届けようと、措置で行われていた時代ですから、銀行制度で、ボランティアでそれを届けようというようなことで、それはそのまま税の縮減にもつながったというように思っておりますが、保険という概念が入りますと、やっぱり長い間かけて、万一介護が必要になったときには、思う存分面倒見ていただきたいという思いもあるわけでありまして、なかなかこのボランティアとの整合がうまくいかなかったということでございます。

したがって、名案はないかということですが、やっぱり保険給付とそうでないものをもうちよっとはっきりさせんといけんというふうに思うわけです。



例えば、介護保険の上乗せサービス、それから横出しサービスというのがありますが、例えば上乗せサービスは、今あるものは保険はここまでですよと、そこから先はあいのわ銀行で行いますよといっても、これはどこからどこで区切るというようなことにはなかなか難しい課題があります。

横出しサービスの場合には、サービスの種類がはっきり分かりますから、これは案外、取り組みやすいかなとも思ったりしますが、そういうぐあいに考えますと、守備範囲が当初考えておいたものよりもどおんと小さくなっているわけですよ、少なくなっているということだと思います。

私が一番いいなって思うのは、例えば在宅サービスを行うヘルパーさんの資格を持った方が、同じ人が同じサービスをずっと続けていき、例えば2時間サービスなさせて、保険では1時間の保険サービスをし、どうしてもちょっと足りるところですね、もう1時間とか45分とか、これは銀行のサービスで提供しますよというようなことができれば、私はこれが一番いいなとおもっておるんですよ。ところが、そこにちょっと難しさがある。ここは工夫せんと誤解を受ける。絶えずその人に同じヘルパーさんが行くわけでもございませんし、その辺にちょっと難しさがあるなとおもっているわけですが、いずれにいたしましても、4,850円で介護保険料が推移しておりますけど、高いところは7,000円を超えているような、全国的にあるわけですし、南部町の高齢者の方の実態から言って、なかなかそれだけの保険料を払って介護保険を支えていこうというようなことにはなかなかならないと思いますので、これはぜひいろいろな角度から検討して、介護保険のためにもこれをやっぱり再構築をしていくべきではないかなというようなことを考えているわけです。すぐここで発表できるだけの名案は持ち合わせておりませんが、再構築をしていかなければいけないという思いは持っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町長、一つ提案というか提言なんですけども、この高齢者施策、どうしてもすぐ介護保険制度になっちゃうんですけども、この介護保険を使ってもしなれば、介護保険ができる事業所を立ち上げないけんですね、第一条件は。けども、この介護保険を使わない、中身は一緒だかもしれん。けど、今度は事業所とけんかが起きる可能性もありますけど、今のようなあいのわ銀行のようにボランティア精神でやる、地域住民が、私たちが介護保険制度を使わない、地域の高齢者は私たちが守る、守りたい、そのような地域をつくっていただければ、あくまでもこれはあいのわ銀行でやるボランティア活動でありますというようになれば、その辺のすみ分け、またコーディネーターですね、これが必要になるんですよ。今のコーディネーター

してる人はケアマネージャーですけど、ケアマネージャーは介護保険制度にしか見ておりません。これが地域福祉っていう全体を見ながら、これは介護保険だね、これは地域でできますね、この問題は地域で何とかできそうだね、ここまでいったらあとは介護保険制度だねっていうようなコーディネーターできる、そのような仕組みを、私はこういうことこそ社会福祉協議会が担わにゃいけないじゃないかなと思ってますけども、町長、どのように思っておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。こういう複雑なことになってきますと、今、御提言をいただいたように、コーディネートという調整役がとにかくポイントになると思います。絶大な信頼を寄せる、そして地域の実情を本当に事細かく承知している、掌握している人がやっぱりコーディネートを果たす、そういうことが私は何よりもうまく機能してくための必要な条件だろうというふうに思うわけですが、今、言っていただきました社会福祉協議会、これはそもそもこのあいのわ銀行を運営している運営主体でお世話になっておりますが、なかなかそれだけのスタッフがそろっておらんというようなこともあろうと思います。

私は、そういうコーディネート役は社会福祉協議会のような人員が十分でないところにそれを求めても、これは難しいのではないかな。それから、これは介護保険でやれ、これはあいのわ銀行でやれというようなことの、そういう仕分けは私は両方はこれは難しいというふうに思うわけです。やっぱり介護保険のケアマネージャーですよ、これはちゃんと報酬をもらって、事業所としての運営をしておりますから、その報酬の中で、これに報酬にもならない、しかしサービスは同じようなサービスをするあいのわ銀行を持ち込むと、私は非常に混乱するのではないかなというふうに思うわけです。

そうしますと、やっぱり今、地域の実情をいろいろよく御存じのといえは地域振興協議会、地域振興協議会などの機能を高めて、そこにこのようなサービスのコーディネート役を養成して配置をする、あるいは社会福祉協議会でもいいんですけども、社会福祉協議会がそういう人をそれぞれの振興協議会に配置をしておいて、その人を通じてそのような役割を担っていただくというようなことをしていけば、これはきっと行き届いたことになるのではないかなというふうに思いますけれども、介護保険とセットでやりますと、きっと混乱して私は難しいのではないかと考えております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町長と同じ考えでして、これに介護保険制度とどのようにすみ分けしようかというのが大きなネックになっておりまして、一つのキーワードはやっぱり地域福祉、

地域福祉は、今、私たちがおります南部町の地域振興区、これらが本気になってそういうことのコーディネーターできる人材をぜひとも、これ何とか、何かのいろんな方法でもいいですので、養成、育成してもらいたいのが物すごい気持ちなんです。そうせなかったら、それがなければ、だんだん高齢者になったで、ほんならゆうらくに頼みなさい、ほかの事業所へ頼みなさい、そういうことで終わっちゃうんですね。それはそれでいいかもしれませんが、ただその地域の福祉を守るためには、やっぱり地域の人が一番よう知っとられます。その地域には高齢者もおられます。障がい者もおられます。また、子育ての関係の方もおられる。これらを全部ひっくるめたコーディネーターできるような地域福祉をぜひとも今後、新しい南部町のあいのわ銀行の発想の転換として、ぜひとも考えていただきたいと思います、これは。

私もいろんなところに視察に参りましたが、全部営利事業なんですね。やっぱり営利事業になれば、いろんな保険制度で駆使して、国から補助金、町から補助金取ったりしてやっております。

一番、これが営利事業でなかったらええなと思ったのは、富山県にあります富山型デイサービス関係ですが、地域で困った人、いいよ、どんどん来て、私が面倒見てあげますよ、そういう制度でしたが、そこにはやっぱり保険っていうのが絡んでおまして、営利になっておりました。そういう精神のもとで、地域福祉をぜひとも推進していただきたい。

これは平成7年、町長が初めて当選されて、福祉のまちづくりを進めるって言われたあいのわ銀行から新しいあいのわ銀行に発展するためには、今度は地域振興区が中心となった地域力、住民力を絡めた、新しい制度をさらなる今のあいのわ銀行が発展できるような制度をぜひとも町長につくっていただきたいというのが願望でございます。これができなければ、本当に高齢者、今、所得の実態を言いました。この人やちが、私は守れんじゃないかな、またそういう人やちが本当に不安がっておられました。言いなるように、独居の高齢者がどんどんふえております。こういう実態がありますので、南部町の新しいあいのわ銀行をぜひとも生まれ変わらせる、それには地域振興区を中心とした地域力と地域住民力を兼ね合わせた制度をぜひともつくっていただきたいと思っておりますけれども、最後に町長の強い決意と希望を聞いて質問を終わりたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も福祉のまちづくりを一層進めたいという思いで町長に立候補して、当選を果たさせていただいて、以来、今日まで福祉についてはライフワークということでいろんな角度から勉強もさせていただいてまいりましたが、今、国の方では、保健、医療、福祉、住まい、生活支援といった、いわゆる地域包括ケアシステムということをお

ります。これが介護保険制度も一つのツールとして、この地域包括ケアシステムを構築をするように、国がまた動いてるわけです。結局、我がこのあいのわ銀行の制度は、絶えずちょっと先、行きていたと思います。後から介護保険制度ができて、あいまいなものになってしまった。しかし、その先導役というのは、これは果たしてきたというように思うわけです。

したがって、この地域包括ケアシステムを、これは究極の理念だというように言われておりますので、どのようにつくっていくのか、そして地域包括ケアシステムの中で、どの分野をあいのわ銀行でやるのか、そういうことをすみ分けをして取り組まないと、また中途半端なものになってしまいそうな気がして、ちょっと考えておるわけであります。

地域振興協議会の方で、この地域包括ケアシステムの担い手になっていただきたいという思いがございます。そういう主体として地域包括ケアシステムを住民の皆さんに保障をしていく主体として考えたときに、やっぱり地域振興協議会ぐらいのくくりでやれば、実現性が非常に高いのではないかというように思っております。

その部分の、介護保険でやるのはここまで、こっからこの部分についてはあいのわ銀行でやろう、この部分は日本赤十字社が赤十字方針にのっとったボランティア活動でやっていこうとか、そういう要は地域資源の総動員と同時にすみ分けですね、そういうことを整理していかないと、重複したりしてまたわけがわからんようなことになってはいけない、そういう思いでおりまして、これは大仕事になるなと思っております。そういうことを想定しながら、住民の皆さん方にここで生まれてここで死んでいくことに幸せを感じていただくような、そういう平和で穏やかな南部町というものを提供していかんといけん、そういう町にしていかんといけんという思いで今、おります。そういうことを披瀝して、答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。今、言われました地域包括ケアシステム、これが一番大事です。地域包括ケア、地域の中にはいろんな資源がございます。この資源を全部駆使して、その地域を守る、地域福祉を守る、地域医療を守る、そういうことをぜひともコーディネーターする人を町長の力で育てていただきたいと思っております。これがコーディネーターできる地域包括ケアシステムが振興区、地域住民でできるようになったら、私はこの場所で安心して高齢者が生活できると思っております。ということをぜひともお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩します。再開は2時30分です。

午後2時17分休憩

---

午後2時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。質問通告に従いまして、次の2点について質問し、町長の見解を問うものでございます。

初めの質問は、国の原子力発電とエネルギー政策に対し、町長の認識を伺います。

野田政権の原子力政策に国民の怒りは大きいものがあります。国会に設置した福島原発事故調査委員会報告を無視して大飯原発を再稼働させたことは、国民の生命と未来に対する冒瀆であり、福島県民を初め、原発事故の被災者救済が進まない中での暴挙であると考えます。大飯原発を再稼働させなくてもこの夏の電力需要は満たされていたことは明らかであり、財界と電力会社の意向によって再稼働を行ったことは言語道断であります。国民の多くは原発再稼働に反対であり、自然エネルギーなど再生可能エネルギーの転換を求めています。

また、南部町は島根原発から30キロ圏内であり、町民の暮らし、未来のかかった大問題であると考えます。町長はこの問題にどのように対応するか、所見を伺います。

1、大飯原発の再稼働についての所見を伺います。

2、国会、首相官邸を包囲する国民の抗議の声に対し、所見を伺います。

3、原発ゼロの自治体首長の会に参加すべきと考えますが、所見を伺います。

4、国と中国電力に対し町民の声を届け、原発再稼働を許さず、自然エネルギーなど再生可能エネルギーへの転換を積極的に行うことを求めるべきと考えますが、所見を伺います。

大きな第2の質問です。地域振興区設置条例を廃止して、区長制度と公民館活動復活を求めるものであります。日本共産党南部町委員会が独自に行っている町民のアンケート集計でも、地域振興区制度に対し多くの疑問が出されています。また、必要だとは思わないという回答も多く見られます。このアンケートの結果については、まだ中途であるので、9月末をもって集計する予定ではありますが、このアンケートの声を参考にしながら、地域振興区制度発足後5年間の費用対効果、行政サービスの後退の問題などについて所見を伺います。

1、この5年間に地域振興区制度推進のために使った税金支出について、職員人件費、交付金

額、各振興区別にかかった金額の内訳も含めて説明を求めます。

2、税金の支出に対してどのような公務サービスが行われたのか伺います。何が振興区発足以前より前進したのか、具体的に説明を求めます。また、税金の支出に対して、効果はどのようなものがあったと考え

〔録音中断〕

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後 2 時 3 2 分休憩

---

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○議員（4 番 植田 均君） どこから始める。（「（2）からやりましょう」と呼ぶ者あり）

（2）からね。

地域振興区設置条例の質問の（2）の具体的な質問の中身で始めます。

税金の支出に対してどのような公務サービスが行われたのか伺います。何が振興区発足以前より前進したのか、具体的に説明を求めます。税金の支出に対しての効果はどのようなものがあったと考えているか、所見を伺います。

3、南部町地域振興区設置条例では、振興区を統括する組織として地域振興協議会を置くこと定めていますが、そのように条例で任意の団体を限定して定めることができると考えているのか、見解を伺います。また、振興区内に現在の振興協議会以外の振興協議会を置くことはできないのか、見解を伺います。

4、地域振興区設置条例を廃止し、自主的な活動は届け出によって自由に行うようにすべきであり、区長制度を復活して集落を基礎単位とすること。また、公民館活動を復活させ、住民の自主的な活動に支援を行う方向に切りかえるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、国の原子力発電とエネルギー政策についてでございます。

御承知のように、大飯原発は3号機が8月3日に、4号機が8月16日に本格運転を再開をいたしました。この再開については、地元自治体、住民の意見が最も重要視されまして、説明会などを受けて、議会で、そして首長が運転再開を容認し、県知事も同意したことから再開に至った

ものでございます。

本原発の再開については、福島原発事故後、国内の原発がすべて停止してから最初のものでありまして、国民、経済界などからも大きな関心事項でございました。この再開についての重要な論点としては、国が原子力発電に対する基本的な考えを示し、その実行への強い思いが国民に対して伝わるか、現在の考え得る安全対策が運転再開に当たって十分に確保されているか、再開後の監視体制は十分であるかなどであったと思います。大飯町におかれては、それらの点について確認が得られたとして、また長年、立地町としてエネルギー政策に協力してきた町としての責任を果たすという思いから、苦渋の選択をされたものと思います。

国が全国主要都市11カ所で開催した意見聴取会の傍聴者アンケートでは、原発依存度について被災者の50%が即ゼロ、31%が段階的にゼロという結果でした。また、意見公募については分析途中ではありますが、約9割が原発は不要としておりました。政府もこの結果を踏まえ、これらの結果の検証や論点の整理などを行い、今後の対策を決定していくと思われま

す。このたびの再開の要因としては、原発による発電の比重が高い関西電力であったこと、消費地の大阪の電力事情から、夏期の電力のピークにおいては大幅な不足が見込まれ、国民の生活や産業活動に支障が出るおそれが高いといったことなどがあったのですが、原子力規制庁の人事も未定の状況の中では、この後に運転再開となる原発は当面はないと思われま

す。このたびの結果としては、節電の効果や他社からの電力融通などで若干の余裕が残り、再稼働がなければ不足の状態であったとの報道がなされておりました。ただ一部には、電力会社の融通の仕方によっては、原発がなくても乗り切れたという意見もあったところでありま

す。私も積極的に原発再開を容認するという考えは持っておりませんが、国民の生活や社会活動に継続的に大きな支障が出るような事態は避けなければならないと思っています。そのようなことから、今回の再稼働は特別なものとして思っておりまして、今後はこのたびの再稼働について検証し、代替エネルギーのつなぎのものとして最低の必要量の運転となるような取り組みがされるべきではないかと考えております。

次に、国会、首相官邸を包囲する国民の抗議の声に対してどのように考えておるかということでございますが、反原発の抗議デモは、大飯原発運転再開の方針が決定された後、4月14日を皮切りに繰り返し行われております。6月29日には、主催者発表で20万人という大規模なものとなりました。デモについては、民意の表現の手段として問題のあるものではないと思っておりますし、このたびの原発再開に反対する方の意思表示としての行動でありますので、私がかく意見を言うことではないと思っておりますけれども、そのような声が盛り上がってくるということは、

今後の施策については国としてもより重大なことととらえて、対処されるべきと考えています。

デモについても、最近ではネット社会で呼びかけなどにより容易にこのような大規模なものになり得るわけでございますけれども、声を上げる、デモをするだけでは解決策にはならないと思います。今だけを見るのではなく、長期的な取り組みを持った代替案を持ちながら表現していくことも必要ではないでしょうか。

次に、原発ゼロの自治体首長会に参加せえということでございます。この会は、住民の生命、財産を守るために、脱原発社会を構築しなければいけないと判断する自治体首長が集い、4月28日、東京都内において会議が開催され発足したと聞いております。

目的としては、安全な社会を実現するために原子力発電所をなくすことであり、5月1日現在、全国35都道府県の70名の自治体の首長、元首長が会員になり、活動されてるようです。中国地方では、山陰の2町村長、島根県知夫村長、鳥取県北栄町長が会員になっておられます。

今後は、原発をなくし、代替の自然エネルギーへシフトしていくべきとは考えておりますが、だれが考えても一朝一夕にそのことが実現しない状況にあっては、当面、全国的な動向を見ながら、身近なところでの取り組みから進めていくことがより重要であろうと考えるところであり、本会議に参加することは現段階では考えておりません。

次に、国と中電に対して町民の声を届けなさいということでございます。前回の6月議会で石上議員さんからの御質問にお答えをいたしておりますが、もう一度答弁いたします。

昨年の東日本大震災を引き金に、福島第一原発がメルトダウンし、これまで安全神話としてうたわれてきた原子力発電所が大自然のエネルギーの前に崩れ去りました。これをきっかけに、これまでのエネルギー政策を改めて点検し、再構築する動きが出てきております。

現在、多くのマスメディアで報道されているような脱原発、原発推進といった対立の議論を行うのではなく、総合的かつ客観的なデータにより安心安全、エネルギーの安定供給、コスト、経済性、環境などの視点から、短期、中長期に分けた政策の具体化が必要だと感じております。

短期的に安定的なエネルギーの確保については、既存自家発電設備の有効利用によるエネルギー供給が考えられます。

これは昨年、関東地区を中心に行われた計画停電時も各企業を中心に、電力カット時も自家発電設備で対応した経過もありますし、既に多くの企業は自家発電設備を用意していると聞いております。

しかしながら、自家発電は企業の自発的な暫定措置でありますし、燃料は化石燃料を使用しますので、二酸化炭素排出量は増加いたします。この措置は、非常時と考えられる短期的な代替政



策としては有効だと思います。

また一方では、各家庭での節電も重要だと思います。具体的には、生活の質を落とさずに省エネすることを目指し、省エネ型の建物の新築や改修及び省エネ型の電化製品の普及など、国が後押ししていく必要があると思っております。そこには新たな雇用も生まれるはずですので、経済の活性化にもつながると思います。

しかし、短期的かつ安定的に良質の電気を供給するためには、現状で原子力を使うしかないということも事実だと思います。そして、中長期的には原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的には原子力発電所にエネルギーを依存しない社会を目指すことを目標にすべきと思います。それには、やはり再生可能エネルギーに着目をいたしております。太陽光などに関しては、本年7月から、施設で発電した全量を電力会社が買い取る全量買い取り制度が始まっておりますし、いろいろな規制緩和の措置がなされますので、着実に前進するものと考えます。

本町としましても、自然エネルギーの活用は重要かつ急務との認識から、町が保有する土地などを有効活用し、主体的にメガソーラー発電事業を手がけることができないか、前向きに検討してるところでございます。

脱原発には共感するところでございますが、電気を取り巻く産業や国民生活の現状を考慮いたしますと、すぐに原発をやめるわけにはいかないと思います。このような状況を少しずつ改善して、原発のない社会を目指していかなければなりません。現状では再生可能エネルギーで代替できる状況ではございません。原子力エネルギーから見れば、再生可能エネルギーは実にささやかなものかも知れませんが、地道に積み上げることで脱原発も決して夢ではないと思います。

なお、中国電力には、島根原子力発電所の運行状況について、西部町村にも一斉ファクスなどの通信手段で連絡体制を強化するように要請しているところでございます。

次に、地域振興区についてでございます。まず、この5年間の地域振興区制度推進のために使った税金支出についてお尋ねでございます。各地域振興協議会に交付しました交付金、年度ごとに申し上げます。平成19年度、2,445万8,000円、20年度、2,629万3,000円、21年度、2,745万2,000円、22年度、3,768万3,000円、23年度、3,557万3,000円となっております。うち協議会の事務局員人件費は、19年度はございません。20年度は436万円、21年度、456万8,000円、22年度、1,542万4,000円、23年度、1,333万2,000円でございます。

これら交付金のうち、協議会の各種事業に係るお金は新たに発生した費用ではございません。

従来から支出しておりました行政文書の配布手数料や、地区公民館の活動委託料などを交付金に振りかえたものでございますので、誤解がないようによろしく申し上げます。

また、地域振興協議会の事務局員の賃金につきましては、そのほぼ全額を国の特別交付税で措置をしていただいております。

正副会長様の報酬につきましては、平成19年度が809万2,000円、20年度以降23年度までが各年度1,078万円でございます。正副会長さんは、町の非常勤特別職という位置づけのもと、各協議会における住民自治やコミュニティーの活性化、防災や防犯、環境美化、地域福祉などの活動を住民の皆さんみずからが推進していただく中心的な役割を担っていただいております。報酬に対して絶大な成果を生み出していると思っております。

ちなみに、正副会長様14人を合わせた報酬年間総額は、町職員の年間給与の2人分程度でございます。

次に、税金の支出に対してどのような公務サービスが行われたのかという質問にお答えしてまいります。

植田議員は質問の中で公務サービスという言葉が使われましたが、協議会が行う活動は、国や自治体が行う公務サービスではございません。住民の皆さんがみずからの地域とそこに暮らす人のために行う自助、共助の活動でございます。ちなみに本町では、行政がこれを支援する協働という形で、地域振興協議会の活動が進められていることは御案内のとおりでございます。

さて、地域振興協議会でどのようなことが行われたのかということでございますが、いずれの協議会でも4つの部を設置し、住民みずからが地域の課題の解決を目指す活動をなさっております。

具体的に申し上げますと、総務企画部では青パトによるパトロールや声かけ運動などの防犯活動、集落単位での防災訓練活動、公民館部では運動会やスポーツ、レクリエーション活動や文化講座、講演会、人権啓発活動、地域づくり部ではごみの不法投棄防止対策、道路や河川、公園など身近な環境美化活動、地域の農産物を活用した特産品開発と販売活動、ふれあい部では健康と体力づくりの活動や高齢者の見守りを初めとする御近所福祉の活動など、大変に幅広くかつ地域ぐるみで取り組みが展開されております。

これら活動の多くは協議会が設立されてから始まった活動で、いずれも地域が従来から抱えていた課題で、集落単位ではなかなか解決が難しかったものばかりでございます。町としても従来からこれらの課題は解決すべきものと認識をしておりましたけれども、職員数や経費の面から町内全域できめ細かい手だてを講ずることが難しかったものばかりであります。この面から考えま

すと、地域振興協議会の費用対効果は大きなものがあると認識をいたしております。

次に、南部町地域振興区設置条例では、振興協議会を置くように定めておるわけですが、任意団体を限定して定めることができるかということでございます。

この件につきましては、さきの6月議会でも地方自治法に定める地域自治区との関連でお答えをしておりますが、南部町において条例を制定して設置されております地域振興協議会は、地方自治法に基づくものではありませんが、地方自治法は同法の規定によらない地域自治組織の設置を禁止しているものではございません。南部町の取り組みが地方自治法に違反しているとは考えておりません。

南部町地域振興区を定める条例第1条に、南部町に暮らす住民がみずから暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組む場として、かつ町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民とともに魅力ある地域づくりを行う場として設置する。南部町地域振興区とありますとおり、むしろ自治法の理念に基づき、本町の持つ地域特性を發揮し、分権時代にふさわしい独自の取り組みを進めているものであると、他の自治体や研究者、総務省を初めとする国の機関の皆様には評価をいただいているところでございます。

次に、振興区内に現在の振興協議会以外の振興協議会を置くことはできないかということでございます。私は、平成16年の合併を契機に、町民の皆さんがより幸せに暮らし続けることができるためには、どのようなまちづくりを行うのかという課題について真剣に悩み考えました。その結論は、国や県に分権を住民の皆さんのお手元まで届けるということでございます。そのためには、地域での住民自治をさらに確立していくことが必要であるということから、地域振興区という構想を提唱させていただき、議会を初めとする各方面から多くの御賛同をいただきました。地域振興区については、集落単位では実施が困難であった地域課題の解決や、従来からの地域コミュニティの存続など、多方面からの検討を審議会に諮問し、半年に及ぶ審議を経て、現在の振興区の区割りが決定されました。このような理由で、現在の地域振興区は、南部町の地域の自治や活性化を図る上で最良の形ができ上がっていると考えております。

したがって、御質問の振興区内に他の振興区を置くことができるかということですが、これは条例上で想定をしていないところでございます。

ちなみに、未加入集落のうち下阿賀におかれましては、ことし8月から町からの郵送をやめ、天津地域振興協議会から発行される文書、広報も含め、町からの行政文書を集落で配布し、配布手数料も同振興協議会から受け取ることを集落の皆様でお決めいただきました。

また、伐株区におきましては、区長文書配布手数料は、昨年度から法勝寺地区地域振興協議会

から受け取っていただいておりますが、この9月からは従来、町職員が持参しておりました行政文書を法勝寺地区振興協議会から受け取る旨を了承いただいております。あわせて敬老会や運動会などの法勝寺地区地域振興協議会の行事にも参加いただいております。

このようなことから、私といたしましては、未加入集落の皆さんのお気持ちとしては、将来的に御加入を希望されているという、そういう感触を得ているところでございます。

続きまして、条例を廃止して届け出によって活動を自由に行った方がええということですが、現在の南部町では、自主的な活動は議員がおっしゃる届け出がなくても自由に行うことができます。ちなみに、我が国は住民の皆さんの自由な活動を届け出などという規制を設けて縛るような国ではございません。

また、区長制度を復活せよという御意見ですが、町は各集落にいらっしゃる区長さんや区長制度を一度も否定したことはありませんし、各集落では区長さんを中心に日々の集落運営が営まれていることも重々承知をしております。あわせて、各集落の区長様には、それぞれの地域振興協議会において、評議員として評議会の活動や予算、決算などの審議を担っていただいておりますとともに、その活動にも日常、多大な御尽力をいただいているところでございます。

公民館活動についても、現在の町公民館並びに各地域振興協議会の公民館部、または生涯学習部の皆さんによる活動は、振興協議会が発足する以前と比較して、格段に盛んな活動が展開されておりますことは議員も御存じのことと思います。

以上、さまざまな御質問に対してお答えしてまいりましたが、各協議会の活動事例で御紹介しましたとおり、単一の集落や公民館の活動はそれなりに意義があることではありますが、それだけでは解決困難な課題が地域には数多く存在し、それに立ち向かうためには集落を超えた地域住民の連携が必要不可欠でございます。そして、暮らしや地域を見詰める際にも近視眼的な物の見方ではなくて、長期の展望に立ってものを見詰め、考えていくことが大切であると思います。

また、それらの住民の皆さんの力を集めた活動に対する評価が、多くの表彰や感謝状という形になってあらわれております。具体的に申し上げますと、鳥取県知事による住民自治団体表彰並びに自主防災組織表彰が3協議会、鳥取県警察本部長による交通事故防止活動に対する表彰が1協議会、米子地区防犯協議会長による防犯活動に対する表彰及び感謝状が2協議会、中国地方知事会からの地域づくり共同研究に対する感謝状が1協議会、鳥取県並びに米子地区交通安全協会からの交通安全活動に対する感謝状が2協議会、このほかにも地域福祉や環境活動に取り組む団体として、鳥取県知事による認定証や登録証を受けている協議会が3つございます。

以上、申し上げますとおり、本町の地域振興協議会は多くの表彰状や感謝状などを受けてお

られます。ちなみに、このような顕彰は、振興協議会が発足する以前にはごくまれなことでしたが、振興協議会ができたことにより、地域での住民の皆さんみずからが取り組む活動が盛んになり、その活動の評価として多数の顕彰に至ったわけでございます。そして、このことは地域振興協議会という施策の高い評価を示しており、役員さん方の懸命な取り組みによる成果でありまして、一緒に大きな拍手を贈るべき出来事であると考えているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、再質問をするんですけども、数値のことで、2番目の質問の地域振興協議会にこれまでどれだけの税金を投入したかということ資料として提出いただきたいので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 後で議運に諮って。

植田議員。

○議員（4番 植田 均君） このことは、事前に言っておりまして、大体聞いておりますので、本当はこの場所に資料として提出していただいた方が本当は正確な数字を突き合わせることができんですが、後で、じゃあいただきます。

そうしますと、初めの質問の原子力発電所大飯原発の再稼働についての所見について、町長は地元の大飯町とか福井県が判断されたので仕方がないというか、全般的に町長の見解は、原子力発電というものに対して、当面は仕方がないのではないかという立場ではないかと思うんですけども、その点、そういう認識でよろしいですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁したことに尽きるわけでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど、国民の9割が、全体として9割でしたね、50%は即廃止、それから30%は段階的に廃止というのが国民の大きな意思だと思います。それで、今、福島原発の事故を経験して、日本人の原子力発電に対する認識が大きく変わってきました。それまでは、安全神話というものが振りまかれて、原発事故というのは絶対起きないものだということでこれまで来たわけですが、安全ということが絶対ということはありません。それで、この前の国会に設置されました事故調査委員会の報告で、福島事故は人災だったということを明確に決定づけた。それで、それを報告を受けながら、大飯原発ではいろいろな問題が指摘されていきましたね。

- 議長（足立 喜義君） 植田議員、町政に対する一般質問だから……。
- 議員（4番 植田 均君） いや、だから通告……。
- 議長（足立 喜義君） どっかで整合性がありますか。
- 議員（4番 植田 均君） 通告してますから、議長がそういうことを……。
- 議長（足立 喜義君） 国会ではありませんので。
- 議員（4番 植田 均君） 私は、町民として島根原発を……。
- 議長（足立 喜義君） 島根原発とここの……。
- 議員（4番 植田 均君） 間近に控えた住民として質問してるんですよ。ですから、議長はあんまり途中で……。
- 議長（足立 喜義君） うそ、うそ。ちょっと休憩します。

午後3時09分休憩

---

午後3時10分再開

- 議長（足立 喜義君） 再開します。（「落ちつけ」と呼ぶ者あり）
- 議員（4番 植田 均君） はい。

絶対、国会の事故調査委員会が人災といって明確に問題点を指摘したわけですけども、それが完全に大飯原発で今の免震監視等の問題だとか、具体的に不十分な施設の状況がありながら見切り発車をしたんですよ。一方、関西電力の電力需要は賄えてたというのが、いろんな調査ではっきりしてるんですね。そういうところで、国はこの問題がだれのための原発再開だったのかということが一番はっきりしたのが、大飯原発再開されるときに日本経団連の会長が、ようやくと。その前後して、野田総理と経団連の会長は会談をして、財界の求めに応じて見切り発車の原発再開をした、こういうことも今、多くの皆さんが情報として知っているんですよ。私は、そういうことを指摘して、こういうことを許さないっていう立場を町長が鮮明にされるっていうのが、私は求めておきたいと思います。

それから、原発ゼロの自治体首長の会ですけども、鳥取県の北栄町長さんが鳥取県では入っておられるということですけども、一番最近の情報では、もうちょっと入っておられる方があるんじゃないかなと思うんですけど、「カタログハウス」という雑誌に町長は取材を受けられたことはありますか。

- 議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう取材を受けたことはございません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この「カタログハウス」というのは、自治体の首長さんに原発問題どう考えますかということアンケートをとっておられて、ちらっと見たような気がします。これは、そういう取材がなかったのであれば、それはそれで置いておきますが、私はこの原発の問題で最後に言いたいのは、中国電力と国に対して、この原発っていう技術が人類と共存できない技術だということが基本認識としてないだめだと思っんですよ。このごろだんだん使用済み核燃料の処理が問題になってきてますけども、再処理をする技術がいまだもってないんですね。再稼働をすれば、また新たな使用済み核燃料もつくってしまいますし、今やるべきことは、一日も早い廃炉の決断をして、技術革新に全力を挙げる。

それともう一つは、再生可能エネルギーに、今まで過去5年間で国費を再生可能エネルギー関連で6,500億円ぐらいしか投入してないんだそうです。一方、原子力発電関連は、過去5年間2兆円使っております。そういうことを変えて今の再生可能エネルギーに転換すると。前も言いましたけども、太陽光、風力、それから洋上風力発電、小水力発電などを組み合わせると、今の原子力発電が発電してる量の5倍ぐらいなポテンシャルを持っている。ですから、努力すれば可能なわけですね。米子にもメガソーラーがやってきましたね、ソフトバンクですか。南部町でそれをやれってというのは、財政上いろいろ問題あると思うんですけど、そういうことを国に大いに物を言っていくということが今、何よりも大事だと思うんですけど、その点よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国に物を言っていくのは、これは大切なことであるというようには思うわけですが、やっぱりこの電気を通じて産業が継続され、国民の社会生活が維持され、この間、広域的な停電が起きましたけれども、大混乱となりました。そういう安定的な電気の供給ということを政治を行う者は考えなければいけませんので、ただ原発はいけん、人類が持つべきものではないというようなことだけ言っておっても、現実に電気が来ると困るわけですから。それから、代替再生可能エネルギーも、もちろんそういう方向に行くべきだと私も思っておりますよ。争いはありませんけれども、今すぐそれができませんね。今すぐできない。したがって、差し当たって石油を燃やすというようなことで、電気を確保せんといけんわけですね。生命維持装置を電気で賄っている人もいるわけですから、そういう現実的な対応をしていかんといけんというように思っているところです。

それから、さっき取材があったかという質問なんですけれども、アンケートはもしかするとあ

ったかもわかりません。物すごくいろんなところから、いろんな電話取材からアンケートに答えてほしいというようなことから、あの当時たくさんありましたので、もしかするとその中の1つで答えているかもわかりません。さっきはそういう取材はないと言いましたけれども、直接インタビュー形式の取材は受けたことはございません。

それから、廃炉にすべきということですが、廃炉にするのにも技術者が要る、技術がなければ廃炉にもできんという、本当に何と申しましょうか、手をつけてはいけんもんに手をつけておったなという印象ですね。そういう印象なんですけれども、結局廃炉にしていくのにも相当な年数、我々が生きていた間は廃炉にもできんと思えますけれども、年数をかけないと安定した状態にならんということだそうでございますので、これらの技術者をどのように確保していくのかというような課題もあるのではないかとこのように思っております。

町におきましては、そういう大きな話は国の方でやっていただいて、とにかく地域における再生可能エネルギーの開発といったものに積極的に取り組んでいきたいと、エネルギーの地産地消というようなことが言われますけれども、できるだけ自給率を上げていくような取り組みをすべきではないかとこのように思っております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 大分、違うんですけど、一番出発点の立場がね。まず私は、原発の廃炉を決断して、順次エネルギーは確保できているわけですから、それを転換していただく話ですから、2つの原発か再生可能エネルギーかという話では全然ないわけですし、そういうことだというふうに言っておきます。

そうしますと、地域振興協議会の質問に移りますが、先ほど数字を上げていただきました交付金と職員ですが、私は22年の6月議会の一般質問で、町が支援職員という形で企画政策課の職員の給与というものを質問の中で回答いただいておりますが、それが入っておりませんが、改めてその金額を提示していただきます。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。町職員の給与ということでございますが、支援の業務に当たりました町職員については、これは企画政策課に籍を置いて、町の仕事をしつつ協議会の支援も行っておったということでございますので、従来から協議会の純粋な費用には加えられないということで御説明しておるとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 22年6月議会に答えてるんですよ。わざと今言わないんですか。



そのとき答えておられるんですよ。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 企画政策課の職員でございます支援の職員についての給与を、私は過去申し上げた記憶がございません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はペーパーとしてももらったと思ってますし、議事録にも残っていますよ。何で言わないんですか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。当時、お答えした記憶がございません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はペーパーいただいて、確認した。議事録見てください。お願いします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。町の職員の給与額を、この企画政策課に籍を置く地域振興政策にかかわる職員の給与額を私はお知らせしたことはございませんし、それは事務局職員ではないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ここに議事録もあるんですけどね。19年が1億3,702万5,625円、20年が1億2,502万1,937円。これ、こういうふうになってますが。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後3時24分休憩

---

午後3時25分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） じゃあ、読みますよ。22年6月議会だと思いましたが、私は費用の確認をしたいと思いますが、19年度、20年度の町職員の給与について既に資料をいただいております、これまでも発表していますので、19年度が先ほどの金額ね。資料としてもらってるんですよ。ここで確認したんです。

言いますけど、企画政策課の職員って言われるんですけど、町長、この地域振興区設置条例を施行するために、その主たる職務を担われた方々ですが。ですから、幾ら企画課の職員であって、傍らで支援をしてきたといっても、これは住民から見ればちょっと理解に苦しむと思うんですよ。だから、まずここを出発点として、確認しましょう。そこから何か違う話をしとって先に進まないと思うんですけどね。資料としていただいたものを確認してますから。よろしく。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど、休憩中にちょっとお話ししましたけれども、町の方は終始一貫しておりまして、企画政策課の職員は地域振興協議会の支援員として支援業務に携わったことは事実でございますけれども、その支援員の給与として金額をお示ししたことは一貫してございません。したがって、そのいただかれた資料というのも、違った資料を見て誤解しておられるというように思います。

もちろん、支援員という辞令を出しておりますから、支援の業務が中心だったということは否定をいたしません。しかし、企画政策課全般の仕事をしていただいておりますのでございまして、これを詳細に分析して、これに幾ら、これに幾らと、Aさんは幾らだった、Bさんはどうだったというようなことを分けるようなことはできないということでございますから、首振っておられますけれども、あなたの持つておられる資料もそういう意味ではちょっと違った資料を見て、自分で思い込んでおられるのではないのでしょうか。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、公印押した資料をもらって、それをここで確認したんですよ。町長がそういう姿勢だということがはっきりしたので、私は、一番ここを認めたくないわけですね。（発言する者あり）いやいや、いいですよ。それに見合う、税金の投入に見合う成果が上がったかどうかということが、やっぱり苦しいからそういうふうに言われるんじゃないですか。

それで、私は、地域振興区設置条例が地方自治法に照らしてどうなのかということをお聞きしますけれども、地方自治法に定めている地域自治区というのは、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例でその区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるっていうふうになってます。これは、行政区ですね。この地方自治法に定める法律は、行政組織だから定められるのではないのでしょうか。任意組織を条例で定めることができるんですかって私が最初聞いたら、自治法では禁止されていないとおっしゃいましたね。ほんなら、私そこところが、行政組織だから自治法に定められる。だから、条例でも行政組織なら定めることができる。任意の組織を条例で定めることができるん

ですか、これが物すごい全くわからないんですよ。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） この問題もたびたび御質問いただいておりますので、その都度、答弁をいたしております。地方自治法で定める地域自治区は、これは合併に伴いまして、大規模合併をするそういう町が、小さな旧村、旧町とか旧村ですね、そういう単位でのコミュニティーが廃れるというような御心配で、行政サービスが低下するというようなことを御心配で、この合併のさなかに、あるいは合併を推進する一つの武器として自治法を改正して定められたものでございます。

したがいまして、これは行政の組織ということで、その長は町の職員が就任しなければならないこととなっております。したがって、この住民組織というようなものとはかけ離れたものと思っております。

私は法律の専門家でもございませぬし、このような条例を制定するに臨みいろいろな人の、大学の先生だとかいろいろな団体だとか、そういう人にお尋ねをし、県だとか、何ら問題はないという回答をいただいてこのような条例を提案し、そして議会でも反対もたくさんありましたけれども、御賛同いただいて御承認をいただき成立しておると、こういうことでございまして、これが法律に明確に違反しているというような根拠は、私は全くないだろうというように思っております。

一般も全国町村会の方にもまた確認をいたしましたところ、何らそういう懸念はございませぬということを明確に回答をいただいております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この前、6月議会に亀尾議員がこの条例について質問されまして、地域振興専門員は、似たような条例がほかに例があるかという質問に対して、三重県名張市の条例が非常に近いというふうにお答えになったと思いますが、どこがどのように近いというふうにご考慮されるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。まず一つには、条例が非常に本町のものに酷似してる、酷似という言い方はちょっと過ぎるかもしれませんが、よく似ている条例をおつくりでございます。

それから、もう1点は、市を幾つかのブロックに分けて、それぞれで住民の皆さんが自治を、自治っていいですか、さまざまな地域をよくしていくための活動を行うという趣旨、これも同様

でございます。

そして、市はそれぞれの自治組織に支援をしましょう、財政的な支援をいたしましょうということでございます、亀尾議員の質問に対してそういう回答をしたところでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、3点上げられましたけども、条例が酷似している、それからブロック、それから支援。支援もブロックもあれですけども、まず1個ずつ聞いていきますが、条例全体が酷似しているというのはどういうことでしょうか。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後3時36分休憩

---

午後3時37分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。まず、目的のところ、市民と市並びに議会と一緒に地域をよくしようということ。それから、定義のあたり、それから自治の原則というようなところ、それから何よりも……。失礼しました。これは違う条例でした。違うものを見ていました。

名張市の地域づくり組織条例という条例がございまして、まず目的でございますが、名張市内における都市内分権の推進を図ることを目的とするということでございます。

それから定義ですが、定義は省略します。基本理念でございますが、基礎的コミュニティーを尊重して、互いに協働し連携しという、まちづくりを推進するというようなこと。それから、基本的コミュニティーとして、区域を定めること。あともろもろ、全部読んでおりますと時間が非常にかかりますんで、ちょっと省略させていただきますけども、組織の構成員ですとか組織ですとか、それから事業ですとか活動の制限ですとか、地域ビジョンをつくって進めていくとかいうようなあたりが非常に類似してるというふうに感じております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 決定的に違うところがありまして、これは先ほどの基礎的コミュニティーっていうのは、これまでの集落と読みかえることができるかもしれませんが、その活動を尊重すると私は理解しているんですけども、それを尊重しつつ、ここで言えば、名張市で言えば、ゆめづくり交付金っていうそういう交付金を出す、これを申請する地域に対して支援交

付金を支出すると。ですから、申請主義なんです。全国いろいろ、私がいろいろ聞いたり見たりしてきた長野県木曾町だとか、それから愛媛県内子町だとか、いろんなところでいろんな取り組みがあるんですけども、やっぱり基礎的コミュニティを大切にしつつ、そこに押しつけではなく支援すると、ここんところが決定的に違っていると私は思っているんですよ。

それで、住民の皆さんがどんなふう感じておられるのかっていうことを、時間が大分なくなってきたので、私たちが、集計途中ですけどもアンケートをいただいておりますので、その声を紹介しておきたいと思います。ちょっと耳が痛い話かもしれませんが聞いてください。

まず、区割りして住民を押し込むやり方に反感を持つ。地域振興は有志でやるべき。行政の押しつけは誤りである。71歳、男性。

町政としてもっとやるべきことがあるはずです。この制度によるメリット、デメリットも明示していただきたい。77歳、男性。

住民の自治会と行政がすべきことは別のものである。原点に戻って考え直さないと、行政サービスが狂った方向に進んでしまう。地域振興区は即時廃止し、地区公民館、区長協議会等で、長い目で見て安心できる地区をつくらねば。70歳代、男性。

南部町全体から見ると格差化されているようで嫌だ。55歳、男性。

下請制度はやめるべきだ。何のために税金を納めているか。71歳、男性。

町の行政サービスが住民に届くのに、地域振興協議会はフィルターの役目をしているだけ。お金のむだ。66歳、女性。

全く必要なし。政のみ活発にし、しなくてもいいようなことを計画し、役員はあたかも公務員であるような姿勢。本当に税金のむだ遣いだ。役員を受ける人がないことを理由に、何年も同じ人がなるのも問題。64歳、女性。

全くむだ遣い。5年間に4億円以上の税金投入と思う。この5年間でどこの振興区がきらりと光るようなまちづくりができたか。また、7つの振興区で1つでも自主財源となる特産物でも生まれたか。自主、自立、協働のまちづくりにほど遠い。従来の自治会制度に今、戻せ。泥沼に足を突っ込む前に。84歳、男性。

重大な役割を果たしているのかよくわかりません。税金のむだだと思います。30歳代、女性。何のメリットもなく、ただの人件費の使い過ぎになる。役員が何人もいるが、威張ることばかりで役に立っていない。個人情報ばかりばらまく。72歳、女性。

今までも地域でできることはしてきている。何でも地域でという考えが嫌い。地域振興区がなくても、区には何の支障もない。以前は集落で皆が協力してきたことだ。税はほかのことに使っ

てほしい。振興区には区民は批判的で、職員は町長から褒められたなどとわけのわからないことを言って喜んでいる。地域振興協議会は町長の支援団体であると、皆、思っている。64歳、女性。

具体的に何がなされているのかわからない。35歳、女性。

以前の公民館活動と変わらない。将来に向かって思想がない。68歳、男性。

こんなような声が、ちょっと特徴的な意見が……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、まとめてください。時間がなくなります。

○議員（4番 植田 均君） あります。私は……（発言する者あり）また集計結果は、全体は今、集計途中です。

私は、こういう皆さんからの声を真摯に受けとめて、この5年間の総括をきちんとやって、本当に先ほども支援職員が金額が出せないというような姿勢っていうのは、まずもって議会に対する説明責任を果たしてないと思いますし、町民の声を謙虚に聞く姿勢からほど遠いということを言いまして、私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、植田均君の質問を終わります。

植田議員、資料の要求があったけど、何と何か。

○議員（4番 植田 均君） いや、先ほどの読み上げられた……（「議運であれしますから」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 議運に出す内容を書いておいてください。間違えたらいけん、足らんです。

---

○議長（足立 喜義君） 続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。皆さんお疲れであると思いますが、初日の最後でございますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、足立議長のお許しをいただきましたので、通告のどおり、一般質問をさせていただきます。

私は、当町の鳥取発次世代社会モデル創造特区の事業計画について質問させていただきます。

7月25日に、内閣官房地域活性化統合事務局内閣府地域活性化推進室より総合特別区域の第二次指定に、鳥取県の鳥取発次世代社会モデル創造特区が指定されました。

この特区というものは、特定の地域に対して規制、制度改革や財政支援、税制の優遇を適用し、

国際的な競争力や地域の活性化を目指す総合特区法が2011年6月22日の参議院本会議で可決成立し、2011年8月に施行されたものです。自民党政権時代にも構造改革特区という制度があり、規制緩和が主な内容でした。しかし、今回の総合特区はその名のとおり、総合的に規制・制度改革、財政支援、税制による支援、金融による支援という4つの要素で成り立っていて、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の2つのタイプがあります。

今回は、地域活性化総合特区として、地域資源を最大限に活用した取り組みで、地域力の向上を目指すものといわれています。

本法には、地方自治の権利を拡大し、政令に定める規制、基準を条例によってある程度変更できるという、これまでにない内容が盛り込まれているのであります。

今回この指定を受け、鳥取県西部9市町村の自治体や企業でつくる県地域活性化総合特区推進協議会が開かれ、具体的な事業計画について国と協議を始め、来年3月の事業開始を目指すことになっております。

この特区で実現を目指すのは、一つ、電気自動車でのカーシェアリング、二つ目、小水力発電を活用した災害時の電力供給、三番目、住民の健康状態に合わせた健康指導プログラムの提供の3分野で、事業計画が国から認められると規制緩和や税制の優遇措置が受けられるとなっております。

そこで、以下の項目について質問をさせていただきます。

一つ、当町で予定されている西伯病院で導入されているアミノ酸分析検査を活用した健康づくりサービスの概要についてお伺いいたします。

二つ目、このモデル創造特区事業では、西部地区に16年度までの5カ年で新規雇用を2,200人目指すと報道されておりますが、当町では何人の新規雇用計画がされているのか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

鳥取発次世代社会モデル創造特区について御説明をいたします。

国の新成長戦略実現のため、政策課題解決の突破口として、先駆的取り組みを行う実現性の高い地域に国と地域の政策を集中させ、地域資源を最大限に活用した地域の活性化を目的に策定された総合特区制度の中の地域活性化総合特区制度を活用して、鳥取県が鳥取発次世代社会モデル創造特区として申請をしたものでございます。

この特区のメリットは、規制や制度の特例措置や財政上の支援措置が講じられ、地域独自の戦略的なチャレンジができる点であります。

特区の範囲は、鳥取県西部圏域2市7町村であります。

区域設定の根拠は、社会的、経済的、行政的にも圏域全体での成長の可能性を持ち、市町村の域を超えた一つの生活圏を形成していることや、立地環境の違いからライフスタイルなどが異なり、モデル事業の創造と波及の検証に最適だという点であります。

この地域を限定して規制緩和や財政支援が講じられるこの特区は、鳥取県が申請し、7月に指定されました。具体的な構想では、とっとりスマートライフ・プロジェクトとして3つのモデル事業に取り組みます。

まず、米子市では、商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス事業として、中心市街地を拠点とし、米子市に進出したナノオプトニクス・エナジー社が製造する小型電気自動車、EVを活用したカーシェアリング事業、一つの自動車を共同利用するという点でございます。

それから、江府町では再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス事業として、下蚊屋ダムに設置予定の小水力発電設備で発電された電力を災害時に利用できる災害時無停電サービスでございます。

そして、3つのモデル事業の一つとして、本町における健康増進を高度利用する健康づくりサービス事業を内容とする特定健診などの健康情報や、地域検診としては世界で初導入のアミノインデックスがんリスクスクリーニングによるデータと統計データを組み合わせた新しい健康サービスの創造に取り組むこととしております。

この事業の詳細について説明いたしますと、参加企業は鳥取大学医学部、アミノ酸技術の世界企業味の素株式会社、鳥大発ベンチャー企業アヴィスコ、そして南部町が中心となって、本年1月から西伯病院で実施しておりますがん罹患のリスクを予測する新しい検査法、アミノインデックスがんリスクスクリーニングを地域医療の中で実施をしております。

この検査で蓄積されるアミノ酸解析結果と、地域の特定健診結果や異なる観点の統計データを多角的に活用し、その結果から個人や地域特性に合わせた新たな予防医療や健康づくりサービスを創出することがこの事業の目的になります。

去る8月9日には、地域活性化特区に指定されたことを受け、自治体や企業でつくる県地域活性化総合特区推進協議会が米子市で開催され、事業計画について今後、国と協議を進め、来年3月の事業開始を目指すことが確認されました。

南部町では、議員も御存じのとおり、既に西伯病院で実施していますアミノインデックス検査



を実施し、大変好評でございます。

この特区指定された事業の他のe-モビリティなどとの事業連携を模索いたしまして、次世代の暮らしやすさを研究してまいりたいと考えているところでございます。

そして、この鳥取発次世代社会モデル創造特区事業を通じて、南部町をだれもが住みたくなる、暮らしの豊かさを実感できる地域につくり上げることで、鳥取県が目標とする経済成長戦略の実現を目指したいと考えております。

次に、特区事業では16年度までの5年間で、新規雇用2,200人ということなんでしょうけれども、当町では何人かということでございます。この特区構想では、鳥取県が定めた鳥取県全域の経済成長戦略目標、平成32年度までの新規雇用者7,000人という目標を前提として、鳥取県西部圏域では平成24年度から28年度までの5年間で、新規雇用数を2,200人とすることを重点目標としております。

南部町においては何人の新規雇用計画がされているかということでございますけれども、この総合特区の事業を推進するに当たり、鳥取県地域活性化総合特区推進協議会が設立をされました。構成は、行政はもとより、産業界、大学、金融機関など35の会員で組織されておりまして、各モデル事業の推進の中核を担っていただいております。こういった各界への新規雇用及び経済波及効果も含めての新規雇用数として、県の試算で2,200人としてるために、南部町単独で幾らかという計画は、具体的ではございません。総合特区事業が展開される中で、南部町民が鳥取県西部圏域の企業や各界に新規雇用される機会は格段に増加するだろうと思っております。

加えまして、この特区とは別に、鳥取県西部地域振興協議会では、9つの市町村が足並みをそろえて、鳥取県西部地域に新規に立地した企業に対して、新規雇用に対して雇用された者の居住市町村が共同で補助する補助金制度を創設することにいたしております。

このようなことによりまして、一層の雇用機会の拡大が図られるものと大いに期待をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） そうしますと、再質問をさせていただきます。

先ほど、西部2市7町村で協議会をつくられておるところでございますが、総務省の方から地域活性化総合特区の第二次指定に伴う留保条件というのがございまして、この3事業の相互関係を明確化され、まちづくりの目標に向けて有機的な関連を説明つけることとなっております。その点について、先ほど町長がちょっと話されたと思うんですが、もう少し踏み込んでいただけたらありがたいなと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。まだ、そこまで進んでおられない

のでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。先ほど仲田議員がおっしゃられたように、この特区の指定に際しまして、国の方から3つのプロジェクト、3本柱のプロジェクトの相互関係を明らかにして、まちづくりの目標に向けて有機的な関連を説明せよというような条件つきながら、特区の指定を受けられたというふうに聞いております。

これも含めて、県の推進協議会の中で3つのプロジェクトの関係者が集まりまして、これらのことも踏まえながら事業の構想を、具体的な事業を練っていくというような作業がこれから続いていくというふうになっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私の1番目の質問の中でございますけれども、特区の指定によって、統計法の規制が緩和されたり、国勢調査など国が所有してるデータが使われるようになると言われております。

そして、アミノインデックス検査受検者を1万人を目標に実施して、アミノ酸濃度のデータと新たな使用可能なデータなどを照合して、がんの早期発見や住民の健康増進につなげるというふうになっておられますが、この年次計画的なものはもう既につくっておられるのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。

○議長（足立 喜義君） 伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 現在、指定を受けたには受けたんですけども、計画については今後の話でございまして、県の方も国の説明を8月に受けてというところで、その後また町の方にも説明もございません。今のところは単県で行っておりますアミノインデックス事業、ライフサイエンス事業というふうに町は命名しておりますけども、この事業を計画して続けていくというところの認識はとれております。それについて、国の補助金もふんだんに来るといような話もございましたけども、その辺もまだ、先に指定を受けて認定された自治体等についても、補助金もほんの数%も使っておられないというような使いにくい状況になってございまして、今後は当分、単県で事業を展開して行って、肉づけをしていくというふうなところではないかというふう感じてございまして、具体的に特区になってどう変わっていくかというところは、まだ調整ができていないところでございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。まだこれからということですので、私  
が先走るわけにはいきませんが、その中で1万人を目標ということで、これはうちの町民の皆  
さんの1万人ということだけじゃなくて、西部圏域ということがありますので、町外の住民の方  
にもこの検査をとというようなことが今後出てくるのではないかとということがあるんですが、その  
辺についてもまだそこまでは具体化はしておられないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願え  
たらと思うんですが。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、議員が言われましたように、今、単県  
でやっておりますけども、これは例えば南部町、江府町、日南町というそれぞれの自治体が手を  
挙げて実施していくというのが今、見えている姿でございますので、それで3分の2の補助金で、  
1,500万っていう枠の中で事業をしております。ここで一応、24年度、1,000人とい  
うことで、当面は3年間ぐらいという格好で、各町村が手を挙げていかないと1万人にならない  
んじゃないのかなというふうに僕は思っておりますけども。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。基本的には、まず健診が先だと思っ  
たすね。要は、それをいかに健康活動というか、健康づくり事業にいかに展開するかという  
ことだと私は思うんですね。確かに補助金を多くいただいて検査することも必要ですが、もう一つ必要  
なのは、それを今度はいかに地域の方々に健康活動にデータをもとにしながら普及するか。そし  
て、がんにかからないための健康教育というものが今後、課題になってくると思うんですね。そ  
の中で、保健・福祉・医療情報っていうものをそれで整備されると思うんですが、先ほどアヴィ  
スコさんとか味の素さんという話がありましたけれども、それが活用策を研究されながら健康指  
導ということで保健師さんの取り組みというのが今度はまた重要になってくると思うんですが、  
そういうことから今度は保健師さんの指導体制というようなことも出てはくると思うんですが、  
その辺についてもまだ具体的には出てないということなのではないでしょうか。ちょっと先走ったのかも  
しれませんけど。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 保健師の指導体制ということでございましたけども、アミノイ  
ンデックスによって住民の方々に健康に対する認識というか、健診というものが大切だというこ  
と、健康づくりに対して取り組んでいただくということに対してスイッチをどんどん入れていっ

て、町民挙げてのがんに負けないまちづくりというふうな格好にしていきたいというふうに思います。

その中で、健康システムをつくって、今、データベース的なものまでできておまして、これにどんどんデータ蓄積をしていって、健康管理に役立てていくというようなところで、西伯病院とか鳥取大学とかいろいろ、アヴィスコとかと協議をして、どういった格好のものにしていくかというふうな協議はしております。

その中で、保健師というところに限定したわけではなくって、住民の皆様には十分な活用をしていただけるようなものにしていきたいというふうに思っておりますので、それをどうやって住民の皆様の手元の方に届けていく、あるいは西部医師会の方ともうまく連携がとれていって、個人のデータをいろいろ見てもらって、総合的な指導を受けれるような体制というふうなところを話し合っておりますので、特に保健師という限定ではなく、いろんな方々に方面から個人のデータというものをどんどん蓄積していって、長い目で見た健康というところのデータベースづくりというところを目指しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） せっかくのこういうチャンスでございますので、それをもとにしながらか健康増進の取り組みをひとつ、さらなる活動をしていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、雇用の問題なんですが、私はこの特区を利用して、町内の保健・医療・福祉情報の整備ってということで、やっぱり研究機関が、味の素さんなりアヴィスコさんがやっておられると思うんですけども、せっかく全国初というようなこともありますから、ここで何か、先ほど企業誘致という話もございましたけれども、そういうものをぜひ拡大していただくようにし、そして雇用の場をつくっていただくようお願いできないのかなというように思うところでございます。

先ほど町長の方からもそういう話が、居住を米子市におられても対応できるっていうふうな話が今、西部地域で雇用の話も進められるというようなこともあろうかと思っておりますけども、ぜひ町のカラーを出すにも、やっぱりそういう全国発信できる一つのいいチャンスでございますので、ぜひお願いをしたいと思うんですが、それについて町長の方からももう少し具体的に、もしあればいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。雇用については、3年ほど前に西部地域振興協議会

の中で、私の方が提案をいたしまして、この米子、西部管内ならどこに企業が来ても通勤圏にありますので、もうめいめいの町で企業誘致を競うというようなことはやめて、西部一本でやりましょうという提案をさせていただきました。

といいますのは、そこの原工業団地など働いている人の居住地を調べてみますと、大体4割以下なんですよ、町民の方が。あとはよその町から通ってきていただいているということです。よその町にも聞いてみますと、やっぱりそんな数字です。全員が自分とこの町民で従業員を占めておるといことではないようでございまして、それだったらどこに企業が来ても通勤圏になるので、これは一緒に企業誘致をやろうということで、ことしの5月に東京で一緒に米子市長を隊長に企業誘致活動を行ってまいりました。そういう取り組みがことしスタートしまして、まだまだ成果には乏しいわけですが、とにかく西部地域に来たらどこに来てほかの町からも支援が受けられるという体制だけは今できたわけですから、気持ち合わせができたわけですから、あとはやっぱり例えば今回のアミノインデックスなどのように、非常に健康に関心の高まっている昨今ですから、そういうことが例えば従業員の集団健診で、あるいは会社の健診などで受けることができるというようなことは、非常に誘致の一つのいい条件にもなるというふうに思うわけです。アミノインデックスそのものでどれだけ誘致になるのかという、この直接的な関係というのはちょっと説明しにくいんですけども、この地域が魅力のある地域として他の地域に情報発信できる大切な武器になるのではないかと、そういうとらえ方をしているところです。

それと、補足的にちょっと説明しますと、アミノインデックスの検査を鳥取大学でさらに進めて、認知症と、それから糖尿病などの生活習慣病まで今、研究をしていただいております。認知症については、かなり精度が上がってきてるというように聞いておりまして、そういうところにまでどんどん研究の成果が発展していくと、私は例えば製薬の会社だとか、あるいはその前段の研究機関がこの地域に来る。そして、鳥大と一緒にそういう先進的な高度な技術を研究するというようなことは十分考えられることでありまして、そういうところに期待をつなげたいというように思っております。

さっきおっしゃった3つの事業をうまくつなぎ合わせて理由を考えるとというのは、これは県の仕事でして、町は考えなくてもええわけです。県がそれは考えて、国の方に条件を満足させるように努力されるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、持ち時間が結構あるようでございますけれども、皆さんお疲れでございますので……。 （笑声）問題は、やっぱり今回の特区というのは、先ほども言いま

したように、全国に先駆けての発信できるいいチャンスでございますので、ぜひこれは町を挙げ  
てできるだけ取り組めるような体制、そして私は、保健・医療・福祉というものが町では連携と  
れる、そういう姿になってこそ本当のまちづくりになるんじゃないかなと思います。

今回、こうって質問させていただいたのは、やっぱり新聞紙上で幾らか出ましたけれども、  
やっぱり町民の皆さん方はまだどんなことなのっていうのがあったんじゃないかなと思うん  
です。ですから、今後こういうことをやるということをやっぴりお互いに理解し、そしてそれを  
まちづくりの一つのきっかけづくりになり、そしてそれを全国に売り出す一つのチャンスだとい  
うことを思いまして質問させていただいたところでございます。担当課は計画をつくるのに大変  
しょうけれども、ひとつ御尽力いただいて、まちづくりのために取り組んでいただきたいとい  
ふふうに思います。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、2番、仲田司朗君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた  
します。

明日11日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御  
参集をお願いいたします。御苦労さまでございました。

午後4時15分散会

---